

消費・安全対策交付金交付等要綱

制 定 令和4年3月31日 3 消安第7340号
最終改正 令和7年3月31日 6 消安第7590号
農林水産事務次官依命通知

(趣旨)

第1 我が国において、将来にわたり安全な食料の安定供給を確保していくためには、国民の健康の保護を最優先としつつ、食料供給の各段階において、科学的知見に基づく適切なリスク管理の取組や、伝染性疾病・病虫害の発生予防・まん延防止による食料の安定供給体制の整備、食育の推進等を、地域の農林水産業や食品流通等の実態に応じて機動的かつ総合的に実施していく必要がある。

消費・安全対策交付金（以下「交付金」という。）は、このような観点に立って、各地域が、それぞれの実態に応じた目標を明確に示した上で、その自主性・独創性を発揮しながら推進する総合的な取組を支援し、もって、我が国の食品の安全と消費者の信頼の確保及び食料安全保障の確立、さらには国内農林水産業及び食品関連産業等の健全な発展に資するものとする。

(通則)

第2 交付金の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第899号）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第900号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成18年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所に委任した件（平成18年6月20日農林水産省告示第881号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(事業内容等)

第3 第1の趣旨を踏まえ、交付金は、次に掲げる目的のために事業実施主体が実施する取組に必要な経費に充当するものとする。

- (1) 農畜水産物の安全性の向上
- (2) 伝染性疾病・病虫害の発生予防・まん延防止
- (3) 地域での食育の推進

2 前項第1号から第3号までの政策目的を達成するための具体的な目標、事業メニュー及びその内容、事業実施主体、経費並びに交付率は、別表1のとおりとする。

なお、別表1の事業メニュー及びその内容の欄の事業メニューを実施するに当たっては、農林水産省消費・安全局長及び農産局長（以下「消費・安全局長等」という。）が別に定めるガイドラインによるものとする。

3 交付金による事業の実施期間は、原則として1年とする。

(流用の禁止)

第4 別表1の区分が異なる事業の相互間における経費の流用をしてはならない。

(目標値)

第5 事業実施主体は、取り組むべき課題に応じ、別表1の目標の欄の目標ごとに、別表2に基づき、事業終了時に達成すべき具体的な目標値を設定する。

2 事業実施主体は、前項で設定した目標値を達成するために必要となる事業メニューを別表1の事業メニュー及びその内容の欄から選択する。また、当該目標値の達成に必要な場合には、別表1の事業メニュー及びその内容の欄に示された事業の内容以外に、地域として独自の取組（以下「地域提案型事業」という。）も実施できるものとする（当該目標値が別表2の目的及び目標の欄に示された目標のうち地域での食育の推進に対応するものである場合（以下「地域での食育の推進の場合」という。）を除く。）。

3 事業実施主体は、必要に応じて、複数の目標について目標値を設定し、それぞれの目標ごとに事業メニューを選択し、実施することができる。

(事業実施計画の提出)

第6 交付事業者（都道府県知事又は政令指定都市の長（以下「都道府県知事等」という。））、別表1の1のIの3に係る事業実施主体のうち複数の都道府県において食育活動に取り組む事業実施主体（以下「都道府県域を越えた取組の事業実施主体」という。）及び別表1の1のIの3に係る（11）の事業メニューを行う事業実施主体（以下「産地・生産者への理解向上」の取組の事業実施主体」という。）をいう。以下同じ。）は、別記様式第1号により、目標値、選択した事業メニュー、事業実施主体、交付金の要望額その他必要な事項を記載した事業実施計画書を作成し、以下に掲げる者の求めがあったときは、第7第1項の規定による交付申請書の提出より前に事業実施計画を提出するものとする。

（1）北海道及び北海道に属する政令指定都市にあつては北海道農政事務局長

（2）沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長

（3）前号以外の都府県及び前号以外の都府県に属する政令指定都市にあつては地方農政局長（以下、第1号から第3号までに掲げる者を「地方農政局長等」という。）

（4）都道府県域を越えた取組の事業実施主体及び「産地・生産者への理解向上」の取組の事業実施主体にあつては消費・安全局長

2 交付事業者は、前項の事業実施計画書の作成に当たっては、次項に基づき事業実施主体から提出される事業実施計画書の内容を含め作成するものとする。その際、目標値の設定に当たっては、都道府県又は政令指定都市（以下「都道府県等」という。）全体で一つの目標値を設定するものとする。

3 交付事業者を除く事業実施主体は、毎年度、実施する目標ごとに目標値を設定するとともに、その達成に必要な事業メニューの選択を行い、別記様式第1号に準じて事業実施計画書を作成の上、当該事業実施主体が属する都道府県知事等に提出する。

(申請手続)

第7 交付規則第2条の農林水産大臣（以下「大臣」という。）が別に定める申請書類に関する事項は、都道府県知事等は別記様式第2号－1による、都道府県域を越えた取組の事業実施主体又は「産地・生産者への理解向上」の取組の事業実施主体は

別記様式第2号-2による交付申請書のとおりとし、交付金の交付を受けようとする交付事業者は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者（以下「交付決定者」という。）に対し、交付申請書を提出しなければならない。

（1）都道府県知事等 地方農政局長等

（2）都道府県域を越えた取組の事業実施主体及び「産地・生産者への理解向上」の取組の事業実施主体 大臣

なお、都道府県域を越えた取組の事業実施主体及び「産地・生産者への理解向上」の取組の事業実施主体は、公募により選定された団体とする。

2 交付金の交付を受けようとする交付事業者は、第1項の申請書を提出するに当たって、各事業実施主体において当該交付金に係る消費税仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない各事業実施主体に係る部分については、この限りでない。

3 交付金の交付を受けようとする交付事業者は、第1項の交付申請書を提出するに当たって、環境負荷低減のチェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、都道府県知事等にあつては別記様式第2号-1別添により、都道府県域を越えた取組の事業実施主体及び「産地・生産者への理解向上」の取組の事業実施主体にあつては別記様式第2号-2別添により、当該チェックシートを交付決定者に提出しなければならない。

ただし、特別交付型交付金の交付が必要な対策であつて、緊急かつやむを得ない事情により交付申請書の提出に当たりチェックシートの提出が困難な場合は、交付申請書提出後の提出を可能とするなど柔軟に対応できるものとする。

（交付申請書の提出期限）

第8 交付規則第2条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、毎年度、地方農政局長等（都道府県域を越えた取組の事業実施主体及び「産地・生産者への理解向上」の取組の事業実施主体にあつては消費・安全局長）が別に通知する日までとする。

（交付金の算定等）

第9 国は、毎年度、予算の範囲内において、次項により算定する交付金について、交付事業者に交付するものとする。

2 国は、第7第1項により交付事業者から提出される交付申請書に添付される事業実施計画書に記載された目標値、事業計画の内容、対象区域の状況等、交付事業者ごとの要望額及び事後評価結果を基に、次項の特別交付型交付金としての留保額を勘案して、消費・安全局長等が別に定めるところにより交付事業者に交付する交付金の額を算定する。

3 国は、年度途中の埋設農薬の漏えい、家畜及び養殖水産動植物の疾病のまん延や農作物の重要病害虫の発生等の緊急事態に機動的に対応できるよう、交付金の一部について特別交付型交付金として留保し、消費・安全局長等が別に定めるところにより都道府県知事等に交付する。

(交付決定の通知)

- 第10 交付決定者は、第7第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、交付事業者に対しその旨を通知するものとする。
- 2 第7第1項の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前項による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1月とする。
- 3 地方農政局長等は、第1項において通知を行った場合には、管内都道府県分の事業実施計画書を取りまとめ、消費・安全局長等に報告するものとする。

(申請の取下げ)

- 第11 交付事業者は、第7第1項の規定による交付申請を取り下げようとするときは、第10第1項の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した取下書を交付決定者に提出しなければならない。

(契約等)

- 第12 交付事業者（都道府県域を越えた取組の事業実施主体及び「産地・生産者への理解向上」の取組の事業実施主体に限る。次項及び第3項において同じ。）は、交付事業の一部を第三者に委託する場合は、消費・安全局長にあらかじめ届け出なければならない。
- 2 交付事業者は、交付事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、交付事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- 3 交付事業者は、前項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第3号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求めることとし、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

(債権譲渡等の禁止)

- 第13 交付事業者（都道府県域を越えた取組の事業実施主体及び「産地・生産者への理解向上」の取組の事業実施主体に限る。）は、第10第1項の規定による交付決定の通知によって生じる権利及び義務の全部又は一部を、消費・安全局長の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(計画変更の承認)

- 第14 交付金の交付を受けた交付事業者は、目標値の達成に資する場合には、事業メニュー等事業実施計画書の内容を変更することができるものとする。
- 2 前項の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第4号による変更承認申請書を交付決定者に提出し、その承認を受けなければならない。
- (1) 目標を追加又は削除しようとする場合
 - (2) 目標値を変更しようとする場合
 - (3) 事業実施主体を変更しようとする場合
 - (4) 交付金額の増額を伴う変更をしようとする場合
 - (5) 交付事業を中止し、又は廃止しようとする場合
 - (6) 別表1の2の事業メニュー及びその内容の欄の(2)の事業メニューを実施する場合であって、整備対象農場を変更しようとする場合

- 3 第1項の場合において、新たに地域提案型事業を実施することとしたときは、変更した事業実施計画書について事前に交付決定者に報告するものとする。
- 4 交付決定者は、前項の報告を受けた場合には、必要に応じ、交付事業者に対し意見を述べるができるものとする。
- 5 第1項の場合において、当該目標値が別表1の1のIの1の(1-1)の(3)の事業メニュー（農用地土壌汚染対策計画の策定）に対応するものである場合であって、当該事業メニューに必要な調査等の実施（農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）第15条の規定に基づく法律補助）に係る交付金を当該交付金以外の交付金に流用する変更をしようとする場合に該当するときは、あらかじめ別記様式第4号による変更承認申請書を交付決定者に提出し、その承認を受けなければならない。
- 6 第1項の場合において、地域での食育の推進の場合について、次の各号いずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第4号による変更承認申請書を交付決定者に提出し、その承認を受けなければならない。
 - （1）新たに事業を実施しようとする場合
 - （2）交付金額の30%以上の減額を伴う変更をしようとする場合
- 7 交付決定者は、第2項、第5項及び前項の承認をする場合において、必要に応じて交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

（軽微な変更）

- 第15 交付規則第3条第1号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、第14第2項、第5項及び第6項の規定により交付決定者の承認が必要となる変更以外の変更とする。

（事業遅延の届出）

- 第16 交付事業者は、交付事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は交付事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第5号による遅延届出書を交付決定者に提出し、その指示を受けなければならない。
- 2 前項の場合のうち、交付金の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって前項の届出書の提出に代えることができる。

（状況報告）

- 第17 交付事業者は、交付金の交付決定に係る年度の11月30日現在において、別記様式第6号により遂行状況報告書を作成し、翌月の末日までに交付決定者に提出するものとする。ただし、別記様式第7号の概算払請求書の提出をもって、これに代えることができる。
- 2 前項による報告のほか、交付決定者は、事業の円滑適正な執行を図るため必要があると認めるときは、交付事業者に対して当該交付事業の遂行状況について報告を求めることができる。

（概算払）

- 第18 交付事業者は、交付金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合は、別記様式第7号の概算払請求書を交付決定者及び官署支出官（農林水産省にあっては大臣官房予算課経理調査官、北海道農政事務所及び北陸・東海・近畿・中国四国農政局にあっては総務管理官、東北・関東・九州農政局及び内閣府沖縄総合事務局にあっては総務部長をいう。）に提出しなければならない。

なお、概算払は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書に

基づく財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。

- 2 交付事業者は、概算払により間接交付事業に係る交付金の交付を受けた場合においては、当該概算払を受けた交付金の額を遅滞なく間接交付事業者に交付しなければならない。

(実績報告)

第19 交付規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第8号のとおりとし、交付事業者は、交付事業が完了したとき（第14第2項第5号による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。）は、その日から1月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日（地方公共団体に対し交付金の全額が概算払により交付された場合は翌年度の6月10日）までに、実績報告書を交付決定者に提出しなければならない。

- 2 交付事業者は、交付事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月30日までに別記様式第9号により作成した年度終了実績報告書を交付決定者に提出しなければならない。

- 3 第7第2項ただし書の規定により交付の申請をした交付事業者は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、同ただし書に該当した各事業実施主体について当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを交付金額から減額して報告しなければならない。

- 4 第7第2項ただし書の規定により交付の申請をした交付事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した各事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第10号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに交付決定者に報告するとともに、交付決定者による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について、交付金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により交付決定者に報告しなければならない。

- 5 交付事業者は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、環境負荷低減のチェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックし、都道府県知事等にあつては別記様式第2号－1別添により、都道府県域を越えた取組及び「産地・生産者への理解向上」の取組の事業実施主体にあつては別記様式第2号－2別添により、交付決定者に提出しなければならない。

また、都道府県域を越えた取組及び「産地・生産者への理解向上」の取組については、事務の簡素化を図る観点から、交付決定者の求めがあったときは、実績報告書の提出前にチェックシートを提出するものとする。

なお、チェックシートを提出した者から抽出して、農林水産省の職員が実際に環境負荷低減の取組をしたかどうか確認を行うこととする。

ただし、特別交付型交付金の交付が必要な対策であつて、緊急かつやむを得ない事情により実績報告書の提出に当たりチェックシートの提出が困難な場合は、実績報告書提出後の提出を可能とするなど柔軟に対応できるものとする。

(交付金の額の確定等)

第20 交付決定者は、第19第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る交付事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき交付金の額を確定し、交付事業者に通知するものとする。

- 2 交付決定者は、交付事業者に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の交付金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日（都道府県等において当該交付金の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難しい場合は90日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（額の再確定）

- 第21 交付事業者は、第20第1項の規定による額の確定通知を受けた後において、交付事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の交付金に代わる収入があったこと等により交付事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、交付決定者に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第19第1項に準じて提出するものとする。
- 2 交付決定者は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第20第1項の規定に準じて改めて額の確定を行うものとする。
 - 3 第20第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。

（交付決定の取消等）

- 第22 交付決定者は、第14第2項第5号の規定による交付事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第10第1項の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
- （1）交付事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく交付決定者の処分若しくは指示に違反した場合
 - （2）交付事業者が、交付金を交付事業以外の用途に使用した場合
 - （3）交付事業者が、交付事業に関して、不正、事務手続の遅延その他不適当な行為をした場合
 - （4）間接交付事業者が、間接交付事業の実施に関し法令に違反した場合
 - （5）間接交付事業者が、間接交付金を間接交付事業以外の用途に使用した場合
 - （6）交付の決定後生じた事情の変更等により、交付事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 交付決定者は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する交付金が交付されているときは、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
 - 3 交付決定者は、第1項第1号から第3号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
 - 4 第2項の規定による交付金の返還及び前項の加算金の納付については、第20第3項の規定（括弧書を除く。）を準用する。

（財産の管理等）

- 第23 交付事業者は、交付対象経費（交付事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、交付事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、

その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

第24 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第4号の大臣が定める機械及び重要な器具は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。

2 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第5号の大臣が定める財産は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のソフトウェアとする。

3 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間（以下「処分制限期間」という。）は、交付規則第5条に規定する期間とする。

4 交付事業者は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ交付決定者の承認を受けなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、交付事業を行うに当たって、交付対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が第7第1項の規定により提出された交付申請書に記載してある場合は、第10第1項の規定による交付決定通知をもって、次の条件により交付決定者の承認を受けたものとみなす。

（1）担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に交付率を乗じた金額を納付すること。

（2）本来の交付目的の遂行に影響を及ぼさないこと。

6 第4項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を国に納付することを条件とすることがある。

(残存物件の処理)

第25 交付事業者は、交付事業が完了し、又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を交付決定者に報告しその指示を受けなければならない。

(収益納付)

第26 交付事業者（都道府県域を越えた取組の事業実施主体及び「産地・生産者への理解向上」の取組の事業実施主体に限る。以下、第2項において同じ。）は、交付事業の実施によって相当の収益が生じたときは、消費・安全局長が別に定めるところにより、その旨を報告しなければならない。

2 前項の規定による報告があった場合その他交付事業者と同項の規定により報告すべき相当の収益を生じたものと交付決定者が認定したときは、消費・安全局長が別に定めるところにより当該収益の全部又は一部を国に納付させることがある。

(交付金の経理)

第27 交付事業者は、交付事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して交付事業の収入及び支出を記載し、交付金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 交付事業者は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに交付事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

3 交付事業者は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前2項に規定する帳簿等に加え、別記様式第11号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管

しなければならない。

- 4 前3項及び第28に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(交付金調書)

- 第28 交付事業者（都道府県知事等に限る。）は、当該交付事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第12号による交付金調書を作成しておかなければならない。

(間接交付金交付の際付すべき条件等)

- 第29 交付事業者（都道府県知事等に限る。以下、第2項から第8項まで同じ。）は、間接交付事業者に交付金を交付するときは、第4、第14から第17まで、第19、第21から第23まで及び第25から第28までの規定に準ずる条件並びに次の各号に掲げる条件を付さなければならない。

- (1) 適正化法、適正化法施行令、交付規則及び本要綱に従うべきこと。
- (2) 間接交付事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに1件当たりの取得価格50万円以上のものについて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に期間の定めがない財産については期間の定めなく。）、交付事業者の承認を受けないで、交付金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

ただし、間接交付事業を行うに当たって、交付対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であつて、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が交付金交付申請書に記載してある場合は、次の条件により交付事業者による間接交付金の交付の決定をもって交付事業者の承認を受けたものとする。

ア 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること

イ 本来の交付目的の遂行に影響を及ぼさないこと

- (3) 交付事業者の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を交付事業者に納付させることがあること。
- 2 交付事業者は、地方公共団体以外の間接交付事業者に交付金を交付するときは、間接交付事業者に対し、前項に定めるもののほか、次に掲げる条件を付さなければならない。
 - (1) 間接交付事業者は、間接交付事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接交付事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
 - (2) 間接交付事業者は、前号により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札等に参加しようとする者に対し、別記様式第3号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。
 - 3 交付事業者は、地方公共団体に交付金を交付するときは、この要綱に準じて、地

方公共団体の自主性を活かした食品の安全と消費者の信頼確保及び食料安全保障の確立のための施策の展開を尊重した方法により交付するよう努めるものとする。

- 4 交付事業者は、間接交付事業者が間接交付事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を充分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければならない。
- 5 交付事業者は、第1項第2号の規定により承認をしようとする場合は、あらかじめ交付決定者の承認を受けてから承認を与えなければならない。ただし、同号ただし書の場合にあっては、第10第1項の規定による交付決定の通知をもって当該ただし書に定める条件を付すことを条件に交付決定者の承認を受けたものとする。
- 6 交付事業者は、第1項第3号の規定により間接交付事業者から納付を受けた額の国庫交付金相当額を国に納付しなければならない。
- 7 第1項及び前項の規定にかかわらず、前項の規定その他の国庫納付に関する規定に基づき、取得財産等の取得価格の国庫交付金相当額の全部を国に納付したと認められる場合は、第1項及び前項の規定は当該取得財産等については適用しない。
- 8 交付事業者は、間接交付事業に関して、間接交付事業者から交付金の返還又は返納を受けた場合は、当該交付金の国庫交付金相当額を国に返還しなければならない。

(成果の取りまとめ及び事後評価)

- 第30 事業実施主体は、事業を実施した年度の翌年度（別表1の2の食料安全保障確立対策整備交付金にあっては、事業を実施した年度から起算して3か年経過した年度。以下同じ。）の6月末までに、目標ごとの事業の成果について、別記様式第13号に従って成果報告書として取りまとめる。
- 2 交付事業者以外が事業実施主体となっている場合にあっては、事業実施主体は前項において取りまとめた成果報告書を速やかに当該事業実施主体が属する都道府県知事等に提出する。
 - 3 都道府県知事等は、前項により事業実施主体から提出された成果報告書及び自らの成果報告書を基に、事業実施主体ごとの事後評価を実施し、必要に応じこの事後評価を踏まえ、事業実施主体を指導するものとする。
 - 4 都道府県知事等は、事業実施主体ごとの成果報告書及び前項の事後評価の結果を踏まえ都道府県等全体の事後評価を行い、別記様式第14号に従って都道府県等全体の成果及び事後評価の結果を取りまとめた上で、事業を実施した年度の翌年度の8月末までに、成果報告書として地方農政局長等に提出する。
 - 5 都道府県域を越えた取組の事業実施主体及び「産地・生産者への理解向上」の取組の事業実施主体は、第1項において取りまとめ、事後評価を実施した成果報告書を、事業を実施した年度の翌年度の8月末までに、消費・安全局長に提出する。
 - 6 第3項及び第4項による都道府県知事等における事後評価の実施に当たっては、公正性確保の観点から、評価内容の妥当性について学識経験者等第三者の意見を聴くものとする。
 - 7 地方農政局長等（都道府県域を越えた取組及び「産地・生産者への理解向上」の取組にあっては消費・安全局長）第9項において同じ。）は、第4項又は第5項により提出された交付事業者の成果報告書に基づき、遅滞なく関係部局で構成する評価検討委員会を開催し、成果目標の達成度等の事後評価を実施する。なお、消費・安全局長が開催する評価検討委員会における事後評価の実施に当たっては、公正性の観点から、評価内容の妥当性について学識経験者等第三者の意見を聴くものとする。
 - 8 地方農政局長等は、前項の事後評価の結果について管内都道府県分を取りまと

め、事業を実施した年度の翌年度の11月末までに消費・安全局長等に報告する。

- 9 地方農政局長等は、第7項の事後評価の結果が低い交付事業者に対し、消費・安全局長等が別に定めるところにより、必要な措置を講ずるものとする。
- 10 国は、消費・安全局長等が別に定めるところにより、都道府県等ごとの事後評価結果を次年度以降の当該都道府県等への交付金の交付額に反映させるものとする。
- 11 事後評価を行った消費・安全局長、都道府県知事等及び地方農政局長等は、その結果を公表するものとする。
- 12 第9項の措置が講じられた都道府県等においては、当該措置の内容を踏まえて次年度の事業実施計画を作成する。

(委任)

- 第31 交付金の実施につき必要な事項については、この要綱に定めるもののほか、消費・安全局長等が別に定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この通知による改正は、令和4年12月2日から施行する。

附 則

- 1 この通知による改正は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の消費・安全対策交付金交付等要綱に基づき実施したメニューについては、なお従前の例による。

附 則

この通知による改正は、令和5年11月29日から施行する。

附 則

- 1 この通知による改正は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の消費・安全対策交付金交付等要綱に基づき実施したメニューについては、なお従前の例による。

附 則

この通知による改正は、令和6年12月17日から施行する。

附 則

- 1 この通知による改正は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の消費・安全対策交付金交付等要綱に基づき実施したメニューについては、なお従前の例による。
- 3 この通知による改正後の消費・安全対策交付金交付等要綱第19第5項の規定による実績報告時のチェックシートの提出及び農林水産省の職員による確認は、令和7年度に繰越を行って実施する事業については適用しない。

別表 1

消費・安全対策交付金の目的、目標、事業メニュー及びその内容、事業実施主体、経費並びに交付率

1 食料安全保障確立対策推進交付金

区 分	目 的	目 標	事業メニュー及びその内容	事業実施主体	経 費	交付率
I. 食料安全保障確立対策推進交付金	1 農畜水産物の安全性の向上	(1-1) 安全性向上措置の検証 ・普及のうち農産物・加工食品の安全性向上措置の検証 ① 法律補助分 ② その他分	(1) 有害化学物質・有害微生物の汚染実態の把握 有害化学物質・有害微生物のリスク管理を効率的・効果的に推進するため、生産・貯蔵・加工段階の農産物等（畜産物、林産物、水産物、飼料作物、農用地の土壌、農業用水等を含む。(2)において同じ。）及び加工食品に含まれる有害化学物質・有害微生物の汚染実態を把握するための調査を行う。 (2) 安全性向上対策の有効性・実行可能性の検証 有害化学物質・有害微生物のリスク管理を効率的・効果的に推進するため、生産・貯蔵・加工段階の農産物等・加工食品を汚染する有害化学物質・有害微生物に係る安全性向上対策（汚染リスク推定技術、吸収・生成抑制技術、貯蔵管理及び製造技術、農産物における肥培管理及び灌水管理技術、家畜における飼養衛生管理及び微生物排泄抑制技術等）の有効性・実行可能性を検証する取組を行うとともに、そのために必要な分析体制を整備する。また、検証結	事業メニュー及びその内容の欄の(1)及び(2)については、以下のとおりとする。 都道府県 市町村 農業協同組合（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）の規定に基づき設立された組合（農事組合法人を含む。）をいう。以下同じ。） 農業協同組合中央会 農業協同組合連合会 土地改良区 営農集団（消費・安全局長等が別に定めるものをいう。以下同じ。） 都道府県知事等が地方農政局長等と協議して適当と認める団体（以下「特認団体」という。） 地方独立行政法人（試験研究機関に限る。以	都道府県又は政令指定都市が本要綱に基づいて行う事業に要する経費及び左欄に規定する事業実施主体（都道府県及び政令指定都市を除く。）が本要綱に基づいて行う事業に要する経費を都道府県が交付する経費	事業費の定額（1/2 以内）とする。 ただし、事業メニュー及びその内容の欄の(1)のうち、コメ（農用地の土壌を含む。）に含まれるヒ素の汚染実態を把握するための調査に要する経費については定額（上限は1都道府県当たり100万円、同一都道府県内の取組は2年限り）とし、生産・貯蔵・加工段階の農産物等及び加工食品に含まれるペ

			果を取りまとめた技術検証報告書を作成する。	下同じ。） ただし、事業メニュー及びその内容の欄の(2)のうち土壌由来有害化学物質による農作物の汚染リスク推定技術に係る取組については、以下のとおりとする。 都道府県 地方独立行政法人（都道府県が設立したものに限る。） 事業メニュー及びその内容の欄の(3)については、都道府県とする。		ルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物（PFAS）の実態を把握するための調査に要する経費については定額（3/4 以内）とする。 併せて、協議会を開催する場合は、その経費も含めることができるものとする。 なお、地域提案型事業の交付率は類似の事業メニューの交付率を準用するものとする。
	(1-2) 安全性向上措置の検証 ・普及のうち農業生産におけるリスク管理措置の導入 ・普及推進	(1) カドミウム低吸収性イネを用いたカドミウム及びヒ素濃度の同時低減技術の実証・普及 カドミウム低吸収性イネを用いたカドミウム及びヒ素濃度の同時低減技術の実用化に向け、次の取組を行う。 ①カドミウム及びヒ素濃度の同時低減技術の実証試験、実証効果の把握・評価等。 ②①の取組と併せて行う協議会の開	(3) 農用地土壌汚染対策計画の策定に必要な調査等の実施 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）第5条第1項に基づく農用地土壌汚染対策計画の策定に必要な調査等を行う。 (4) 協議会の開催等 (1)から(3)までの取組を実施するに当たって必要な範囲において、①協議会の開催、②専門家による事業者等への指導、③事業者等向け講習会の開催又は講習会への参加支援等を実施する。		事業メニュー及びその内容の欄の(1)及び(2)については、以下のとおりとする。 都道府県 市町村 農業協同組合中央会 農業協同組合連合会 都道府県協議会（消費・安全局長等が別に定めるものをいう。以下	事業費の定額（1/2 以内）とする。 ただし、事業メニュー及びその内容の欄の(1)に要する経費については定額（10/10）とする。

		催、分析調査、技術利用マニュアル（原案を含む。以下同じ。）の作成等。 ③(3)①の取組と併せて行う協議会の開催、分析調査等。 (2) 水稻におけるヒ素濃度低減技術の実証・普及 水稻におけるヒ素濃度低減技術の実用化に向け、次の取組を行う。 ①水稻におけるヒ素濃度低減技術の実証試験、実証効果の把握・評価等。 ②①の取組と併せて行う協議会の開催、分析調査、技術利用マニュアルの作成等。 ③(3)②の取組と併せて行う協議会の開催、分析調査等。 <地区推進事業> (3) カドミウム及びヒ素濃度低減技術の技術導入促進活動 実証技術の効果的な普及に向け、次の①又は②の技術に係る農業者等に対する展示ほの設置、現地講習会及び検討会の開催等による技術導入推進活動の取組を行う。 ①カドミウム及びヒ素濃度の同時低減技術 ②水稻におけるヒ素濃度低減技術	同じ。） 地方独立行政法人 事業メニュー及びその内容の欄の(3)については、以下のとおりとする。 都道府県 市町村 農業協同組合中央会 農業協同組合連合会 農業協同組合 営農集団 都道府県協議会 産地協議会（消費・安全局長等が別に定めるものをいう。） 地方独立行政法人		なお、地域提案型事業の交付率は類似の事業メニューの交付率を準用するものとする。
	(2) 農薬の適正使用等の総合的な推進	(1) 農薬の安全使用の推進 農薬の安全使用の推進及び農薬の飛散防止対策を図るため、農薬使用者を対象とした講習会の開催や啓発活動の実施、農薬使用状況の調査及	事業メニュー及びその内容の欄の(1)、(3)、(4)及び(5)については、以下のとおりとする。	同上	事業費の定額（1/2 以内）とする。 なお、地域提案型事業の交

			び記帳指導、適正かつ安全な農薬の使用の指導及び普及を行う指導者（農薬適正使用アドバイザー等）の育成や地域ごとの農薬の使用に係る基準の策定等を行う。 (2) 農薬の適切な管理及び販売の推進 農薬の適切な管理及び販売の推進並びに農薬の飛散防止対策の推進を図るため、農薬販売者の研修・指導の実施、農薬管理指導士の育成研修等を行う。 (3) 農薬残留確認調査等の実施 登録基準への適合状況、農薬使用時の飛散の状況、周辺農作物への農薬の残留状況及び農薬の飛散防止技術の効果を確認するため、農薬の農作物、土壌等への残留量について調査を行う。また、生産現場で使用可能な農薬の確保に向けて、作物群での農薬登録推進のための試験を実施する。 (4) 実態把握を通じた原因究明及びリスク管理措置の評価・検証 食の安全及び消費者の信頼確保並びに食料の安定的な供給を図る観点で対策を策定するため、土壌調査や農作物のモニタリングによる実態把握及び原因究明、残留防止対策等の評価・検証を行う。 (5) 農薬による蜜蜂の被害を軽減するための対策の確立 農薬による蜜蜂被害の軽減に向け	都道府県 市町村 農業協同組合 農業協同組合中央会 農業協同組合連合会 営農集団 特認団体 事業メニュー及びその内容の欄の(2)、(6)及び(7)については、以下のとおりとする。 都道府県 市町村 農業協同組合 農業協同組合中央会 農業協同組合連合会 特認団体 事業メニュー及びその内容の欄の(8)については、以下のとおりとする。 都道府県 市町村 農業協同組合 農業協同組合中央会 農業協同組合連合会 一般社団法人又は一般財団法人 公益社団法人又は公益財団法人 特認団体 独立行政法人 民間事業者	付率は類似の事業メニューの交付率を準用するものとする。
--	--	--	--	--	------------------------------------

		て、地域の実情に応じた蜜蜂被害軽減対策を確立する。 (6) 埋設農薬処理の進行管理の実施 埋設農薬を計画的かつ着実に処理するため、処理計画を策定するとともに、その進行管理を行う。 また、埋設農薬が適切に処理されたことを確認するため、掘削・回収の事前、事後に環境調査を行う。 (7) 埋設農薬の漏えい等による周辺環境への悪影響の防止措置の実施 埋設農薬の漏えい等による周辺環境への悪影響が懸念される場合、緊急的に必要な悪影響防止措置等を行う。 (8) 農薬登録に必要な試験の信頼性確保に係る適正実施に向けた試験従事者等への研修及び環境整備 農薬登録に必要な試験の信頼性確保に係る適正実施に向けた試験従事者等への「農薬取締法に規定する特定試験成績の信頼性確保のための基準」（以下「農薬G L P」という。）に係る研修を行う。 また、農薬登録に不可欠な作物残留試験データが適切に取得されるよう、農薬G L P試験の実施が可能なほ場の環境の整備を行う。			
	(3) 海洋生物毒等の監視の推進	(1) 海洋生物毒等のモニタリングのための調査分析・分析機器の整備 二枚貝等の海洋生物毒等による健康被害を未然に防止し、円滑な国内	都道府県	都道府県が本要綱に基づいて行う事業に要する経費	事業費の定額（1/2 以内）とする。 なお、地域提

		流通や輸出を行うための調査分析及び必要な分析機器の整備を行う。 (2) リスク管理体制の整備 海域指定、調査方法等の高度化等による国内リスク管理体制の整備、当該管理体制の見直しを目的とした専門家を招いた都道府県による協議会の開催等を行う。			案型事業の交付率は類似の事業メニューの交付率を準用するものとする。
	(4) 下水汚泥資源等を用いた肥料の安全性確保の推進	(1) 下水汚泥資源等を用いた肥料の安全性の確保 下水汚泥資源等を用いた肥料の安全性を確保するため、次の取組を行う。 ①立入検査の収去品に係る重金属等の有害成分の分析の外部分析機関への委託 ②立入検査のサンプル収去等に係る研修の受講 (2) 肥料生産事業者への指導・啓発 下水汚泥資源等の未利用資源を用いた肥料の安全性確保及び品質管理に係る肥料生産事業者の意識向上を図るため、肥料生産事業者への安全性確保及び生産工程管理等の品質管理に係る指導・啓発を行う。	都道府県	都道府県が本要綱に基づいて行う事業に要する経費	事業費の定額（1/2 以内）とする。
2 伝染性疾病・病害虫の発生予防・まん延防止	(1) 家畜衛生の推進	(1) 監視体制の整備・強化 家畜の伝染性疾病の監視体制を強化するため、診断予防技術の向上、精度管理の適切な実施、サーベイランスの円滑化並びに自衛防疫及び自主管理の強化を推進する。	事業メニュー及びその内容の欄の(1)から(6)までについては、都道府県とする。 ただし、事業メニュー及びその内容の欄の(1)のうち沖縄牧野へ	都道府県又は政令指定都市が本要綱に基づいて行う事業に要する経費及び左欄に規定する事業実施主体（都道	事業費の定額（1/2 以内）とする。 ただし、事業メニュー及びその内容の欄の(1)のう

			(2) 家畜の伝染性疾病の発生予防 家畜の伝染性疾病の発生を予防するため、飼養衛生管理基準の遵守、地域における発生予防の体制整備及び野生動物や環境からの感染予防を推進する。 (3) 家畜の伝染性疾病のまん延防止 家畜の伝染性疾病のまん延を防止するため、まん延防止の円滑化の取組、疾病発生時の体制整備を推進する。 (4) 畜産物の安全性向上 畜産物の安全性向上を図るため、生産衛生管理体制の整備及び動物用医薬品の適正使用と危機管理を推進する。 (5) 野生動物の対策強化 野生動物による家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止のため、リスクが高い地域における野生動物対策及び野生動物への感染防止対策を推進する。 (6) 家畜衛生対策の推進に係る関連機器の整備 家畜疾病にかかる診断の迅速化・高度化、バイオセキュリティの確保に資するため、関連機器の整備を行う。 <地区推進事業> (7) 家畜の伝染性疾病の発生予防 家畜の伝染性疾病の発生を予防す	のダニ侵入防止については沖縄県、自衛防疫及び自主管理の推進については自衛防疫の推進等家畜衛生の向上を目的とする団体（消費・安全局長等が別に定めるものをいう。以下同じ。）及び特認団体、牛海綿状脳症（以下「BSE」という）検査・清浄化の推進のうち死亡牛取扱機器等の導入については以下のとおりとする。 都道府県 市町村 農業協同組合中央会 農業協同組合連合会 農業協同組合 自衛防疫の推進等家畜衛生の向上を目的とする団体 生産者の組織する団体（消費・安全局長等が別に定めるものをいう。以下同じ。） 特認団体 事業メニュー及びその内容の欄の(7)から(10)までについては、以下のとおりとする。 市町村 農業協同組合中央会 農業協同組合連合会	府県及び政令指定都市を除く。）が本要綱に基づいて行う事業に要する経費を都道府県が交付する経費	ち、沖縄牧野へのダニ侵入防止に要する経費については定額（9/10以内）、自衛防疫の推進等家畜衛生の向上を目的とする団体が実施する自衛防疫及び自主管理の推進に要する経費については定額（1/3以内）、(4)及び(9)のうち、生産衛生管理体制の整備に要する経費並びに(5)及び(10)のうち、家畜の伝染性疾病の発生・まん延リスクが高い地域における清浄性維持に向けた取組に要する経費については消費・安全局長が別に定めるところによる。 なお、地域提案型事業の交
--	--	--	--	---	---	---

			るため、飼養衛生管理基準の遵守、地域における発生予防の体制整備及び野生動物や環境からの感染予防の取組を推進する。 (8) 家畜の伝染性疾患のまん延防止 家畜の伝染性疾患のまん延を防止するため、まん延防止の円滑化の取組、疾病発生時の体制整備を推進する。 (9) 畜産物の安全性向上 畜産物の安全性向上を図るため、生産衛生管理体制の整備及び動物用医薬品の適正使用と危機管理を推進する。 (10) 野生動物の対策強化 野生動物による家畜の伝染性疾患の発生予防及びまん延防止のため、リスクが高い地域における野生動物対策及び野生動物への感染防止対策を推進する。	農業協同組合 自衛防疫の推進等家畜衛生の向上を目的とする団体 生産者の組織する団体 特認団体		付率は類似の事業メニューの交付率を準用するものとする。
	(2) 養殖衛生管理体制の整備	(1) 総合推進会議の開催等 全国的及び地域的な会議の開催等により、養殖衛生対策を総合的に推進する。 (2) 養殖衛生管理指導 養殖生産物の安全性の確保を図るため、養殖衛生管理・水産用医薬品の適正指導、養殖衛生管理技術の普及・啓発等を行う。 (3) 養殖場の調査・監視	都道府県	都道府県が本要綱に基づいて行う事業に要する経費	事業費の定額（1/2 以内）とする。 ただし、事業メニュー及びその内容の欄の(5)のうち特定疾病まん延防止措置等に要する経費については定額（10/10）	

			養殖生産物の安全性の確保を図るため、水産用医薬品残留検査等を行う。 (4) 養殖衛生管理機器の整備 養殖衛生対策のために必要な診断機器等の整備を行う。 (5) 疾病の発生予防・まん延防止 魚病の発生・伝播の防止、魚病被害の軽減を図るため、疾病の監視、特定疾病まん延防止措置等を行う。			とする。 なお、地域提案型事業の交付率は類似の事業メニューの交付率を準用するものとする。
	(3) 病虫害の防除の推進	(1) 防除が困難となっている作物に対する緊急的な防除体系の確立 薬剤抵抗性病虫害・雑草への対策のため、現場で利用できる簡便・迅速な検体のサンプリング手法や感受性検定手法、薬剤抵抗性病虫害・雑草の発生状況調査等のモニタリング手法(地点数、サンプル数の設定等)、薬剤抵抗性リスク管理の判断基準、薬効を温存するためのローテーション散布体系等の防除体系を確立する。 また、病虫害の発生パターンの変化、登録農薬が少ない地域特産作物(マイナー作物)における病虫害による被害の発生、登録農薬の見直し等による使用可能な農薬の減少等により、従来の防除対策では防除が困難となっている作物に係る防除体系の緊急的な確立のための新しい技術や資材の実証、代替農薬の選定に関する実証等を行う。	事業メニュー及びその内容の欄の(1)及び(2)については、以下のとおりとする。 都道府県 市町村 農業協同組合 経済農業協同組合連合会 特認団体(農薬製造を除く。) ただし、事業メニュー及びその内容の欄の(2)のうち総合防除の普及のための指導者の育成については、以下のとおりとする。 都道府県 市町村 農業協同組合 農業協同組合中央会 農業協同組合連合会	都道府県又は政令指定都市が本要綱に基づいて行う事業に要する経費及び左欄に規定する事業実施主体(都道府県及び政令指定都市を除く。)が本要綱に基づいて行う事業に要する経費を都道府県が交付する経費	事業費の定額(1/2以内)とする。 なお、地域提案型事業の交付率は類似の事業メニューの交付率を準用するものとする。	

			(2) 総合防除の普及 総合防除の普及のため、地域の実情に応じた総合防除体系の確立に向けた防除体系の実証、都道府県が定める総合防除の実践を図るための指標の策定・見直し、指導者の育成に必要な研修・講習等への参加、当該研修・講習の開催を行う。	経済農業協同組合連合会 一般社団法人又は一般財団法人 公益社団法人又は公益財団法人 特認団体（農薬製造者等を除く。） 独立行政法人 民間事業者（農薬製造者等を除く。）		
	(4) 重要病害虫の特別防除等	(1) 移動規制病害虫特別防除 植物防疫法（昭和25年法律第151号）に基づく移動の制限等に係る重要病害虫に対し、被害の軽減及び未発生地域へのまん延を防止するため、発生地域における徹底した防除等を行う。 (2) 重要病害虫等の防除 ① 我が国で発生が限定されている重要病害虫（クビアカツヤカミキリ等のカミキリムシ類を除く。）に対し、被害の軽減及び未発生地域へのまん延を防止するため、発生地域等における徹底した防除等を行う。 ② 生産地域において農作物被害が発生し、追加的な防除対策を実施しなければ急速にまん延し被害の拡大が危惧されるクビアカツヤカミキリ等のカミキリムシ類に対し、被害の軽減及び周辺地域へのまん延を防止するため、生産地域等における徹底した防除等を行	事業メニュー及びその内容の欄の(1)及び(3)については、以下のとおりとする。 都道府県 市町村 事業メニュー及びその内容の欄の(2)については、以下のとおりとする。 都道府県 市町村 農業協同組合中央会 農業協同組合連合会 農業協同組合 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合 一般社団法人又は一般財団法人 公益社団法人又は公益財団法人	同上	事業費の定額（1/2 以内）とする。 ただし、事業メニュー及びその内容の欄の(2)の③、(3)及び(4)に要する経費は定額（10/10）とする。 なお、(3)のうち、対象となる病害虫が発生しているおそれがある場合にあっては、事業周知に要する経費は定額（1/2 以内）とし、(4)のうち、不妊虫増殖施設等の整備に	

			う。 ③ 生産地域において農作物被害が発生し、追加的な防除対策を実施しなければ急速にまん延し被害の拡大が危惧されるクビアカツヤカミキリに対し、封じ込めや被害低減を目的とした分布調査・各種防除及び防除に関する周知・協力依頼等、生産地域で取り組む新たな防除体系の確立に向けた実証を行う。 ④ 緊急防除終了後に再発生するおそれがある重要病害虫について、当該病害虫が再発生した場合に、これらの撲滅あるいはまん延防止を図るために必要な防除対策を実施する。 (3) 特殊病害虫緊急防除 重要病害虫のうち植物防疫法に基づく防除等の国内植物検疫の対象になり得るものについて、発生範囲を特定するための調査及び初動防除を行う。 また、重要病害虫が侵入・まん延し、農作物に甚大な被害を与える恐れがある場合、これらの撲滅あるいはまん延防止を図るために緊急に防除を行う。 (4) 特殊病害虫根絶防除 鹿児島県奄美群島に発生しているさつまいもの重要な害虫であるアリモドキゾウムシについて、発生地域における被害軽減と未発生地域へのまん延を防止するため、不妊虫放飼	生産者の組織する団体 産地協議会 事業メニュー及びその内容の欄の(4)については、都道府県とする。	要する経費は定額（9/10以内）とする。 また、地域提案型事業の交付率は類似の事業メニューの交付率を準用するものとする。
--	--	--	---	---	---

	3 地域での食育の推進	地域での食育の推進	法等により根絶防除を行う。 また、鹿児島県奄美群島に発生しているかんきつ類の重要病害であるカンキツグリーニング病菌について、発生地域における被害軽減と未発生地域へのまん延を防止するため、り病樹の伐採等により根絶防除を行う。 (1) 食育推進検討会の開催 日本型食生活の普及促進、食文化の保護・継承、農林漁業体験機会の提供の推進等を図るための食育推進検討会を実施し、地域における食育の進め方についての検討や効果の検証を行うとともに、関係者間のネットワーク構築等を行う。 (2) 食育推進リーダーの育成及び活動の促進 地域における食育活動を総合的かつ効果的に推進するため、食品衛生、栄養改善、農業生産、食文化等の分野において専門的に食育活動を行うボランティア活動の調整、コーディネート等を行うことができる食育推進リーダーの育成を促進するとともに、食育推進リーダーの活動（講習会、研修会、交流会、現地指導等）を通じて食文化の保護・継承、日本型食生活等の普及、農林漁業体験の機会の提供を促進する。 (3) 食文化の保護・継承のための取組支援 郷土料理や行事食等の地域食文化	(1) 事業メニュー及びその内容の欄の(1)から(10)までの都道府県を通じた取組については、以下のとおりとする。 都道府県 市町村 民間団体等（農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、第三セクター、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、社会福祉法人、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、消費生活協同組合、労働者協同組合、特殊法人、認可法人、公社及び独立行政法人をいう。(2)及び(3)において同じ。)及び法	(1) 都道府県を通じた取組 都道府県等が本要綱に基づいて行う事業に要する経費及び左欄に規定する事業実施主体（都道府県等を除く。）が本要綱に基づいて行う事業に要する経費について都道府県等が交付する経費のうち消費・安全局長が別に定めるもの	事業費の定額（事業費の1/2以内であって、消費・安全局長が別に定める額）とする。
--	--------------------	------------------	---	---	---	---

			の保護・継承や日本型食生活の実践に向け、子育て世代や若い世代を中心とした各世代に向けた調理講習会や食育授業等を開催する。 (4) 農林漁業体験機会の提供をはじめとする生産者と消費者との交流の促進 食や農林水産業への理解を増進する体験機会の提供や、産直活動やCSA(地域支援型農業)の取組に向けた情報発信、商談会等、生産者と消費者との交流を促進するための取組を行う。 (5) 和食給食の普及 学校等の施設給食での和食給食の普及に向けて、献立の開発及び子供や学校関係者を対象とした食育授業を開催する。 (6) 学校給食における地場産物等活用の促進 地場産物等の使用割合を増やすために、学校給食向け地場産物の安定供給に向けた機械・設備等の導入、生産者とのマッチング、地場産物等を使用した献立の開発、試食会の開催及び子供や学校関係者を対象とした食育授業を開催する。 (7) 共食の場における食育活動 地域における共食のニーズを把握し、共食の場において食材を提供する地域の農林漁業者等とのマッチングの取組、地域の農林漁業者等や食	人格を有しない特認団体。 (2) 事業メニュー及びその内容の欄の(1)から(10)までの都道府県域を越えた取組については、以下のとおりとする。 都道府県 市町村 民間団体等及び法人格を有しない団体であって消費・安全局長が特に認めるもの。 (3) 事業メニュー及びその内容の欄の(11)については、以下のとおりとする。 都道府県 市町村 民間団体等、法人格を有しない団体であって消費・安全局長が特に認めるもの及びこれらの者を構成員とする事業化共同体。	(2) 都道府県域を越えた取組 左欄に規定する事業実施主体が本要綱に基づいて行う事業に要する経費のうち消費・安全局長が別に定めるもの (3) 「産地・生産者への理解向上」の取組 左欄に規定する事業実施主体が本要綱に基づいて行う事業に要する経費のうち消費・安全局長が別に定めるもの	
--	--	--	--	---	---	--

文化の継承者を招いた食育の取組、地域における共食の場を試験的に設けるための取組及び新型コロナウイルス感染症の影響を受け、活動を休止又は縮小等している既存の共食の場を再開するための取組を行う。

(8) 環境に配慮した農林水産物・食品への理解向上の取組

環境に配慮した農林水産物・食品への理解に関する意識調査、生産者・企業等と連携した啓発資料の作成・配布、地域住民等を対象としたセミナー等の開催を行う。

(9) 食品ロスの削減に向けた取組

食品ロスの削減に向けた消費者等の意識調査、飲食店等と連携した啓発資料の作成・配布、地域住民等を対象としたセミナー等の開催を行う。

(10) 課題解決に向けたシンポジウム等の開催

第4次食育推進基本計画及び食育推進計画に掲げられた課題の解決及び目標達成に資するテーマに基づくシンポジウム、交流会、展示会等を開催する。

なお、課題解決に向けたシンポジウム等の開催については、(1)から(9)までの取組と併せて行うこととする。

(11) 「産地・生産者への理解向上」の取組

			消費行動の機会を捉えた、消費者の行動変容に直結する産地情報等の効果的な発信に必要な技術実装を行う。			
--	--	--	---	--	--	--

2 食料安全保障確立対策整備交付金【公債発行対象経費】

区 分	目 的	目 標	事業メニュー及びその内容	事業実施主体	経 費	交付率
Ⅱ．食料安全保障確立対策整備交付金	伝染性疾病・病虫害の発生予防・まん延防止	家畜衛生の推進	(1) 高度バイオセキュリティ対応施設整備 家畜保健衛生所等における診断の迅速化、高度化及びバイオセキュリティの確保等に資するための施設等を整備する。 (2) 飼養衛生管理向上施設整備 豚飼養農場における野生動物侵入防止壁、鶏舎入気口フィルター及び細霧装置の整備に対し補助を行う。 (3) 農場の分割管理の導入に係る施設整備 家畜飼養農場の分割管理に当たり追加で必要となる施設等の整備に対し補助を行う。	事業メニュー及びその内容の欄の(1)については、都道府県とする。 事業メニュー及びその内容の欄の(2)及び(3)については、以下のとおりとする。 都道府県 市町村 農業協同組合連合会 農業協同組合 自衛防疫の推進等家畜衛生の向上を目的とする団体 生産者の組織する団体 特認団体	都道府県又は政令指定都市が本要綱に基づいて行う事業に要する経費 左欄に規定する事業実施主体（都道府県及び政令指定都市を除く。）が本要綱に基づいて行う事業に要する経費を都道府県が交付する経費 事業メニュー及びその内容の欄の(1)から(3)までの事業の実施に関し、事業の推進に必要な事務並びに指導監督及び調査検討を行うのに要する経費（附帯事務費）	事業費の定額（1/2 以内）とする。 ただし、事業メニュー及びその内容の欄の(2)及び(3)に要する経費については消費・安全局長が別に定めるところによる。 なお、地域提案型事業の交付率は類似の事業メニューの交付率を準用するものとする。

別表 2

1 食料安全保障確立対策推進交付金

目的及び目標	目標値	左の考え方
I 農畜水産物の安全性の向上 1-1 安全性向上措置の検証・普及のうち農産物・加工食品の安全性向上措置の検証	- 別表 1 の 1 の I の 1 の (1-1) の (1) の事業メニューについては調査地区数（調査点数も含む。） - 別表 1 の 1 の I の 1 の (1-1) の (2) の事業メニューについては安全性向上対策の有効性・実行可能性の検証対象とする類型数 - 別表 1 の 1 の I の 1 の (1-1) の (3) の事業メニューについては対策地域において必要かつ適切な内容の農用地土壌汚染対策計画策定に必要な調査点数及び試験項目数	- 実態調査の実施対象とする危害要因、品目、生産条件等を踏まえつつ、調査地区数（調査点数も含む。）を定め、着実にその実施を図る。 - 産地において検証の実施対象とする危害要因、品目、対策、生産条件、地域等を踏まえた類型数を定め、検証に必要なデータを整備することにより、その有効性・実行可能性の着実な検証の推進を図る。 - 農用地土壌汚染対策計画の策定のために必要な調査の実施及び土壌改善対策技術の確立、農用地における汚染除去のための客土等の恒久対策に先立つ応急対策の実施を図る。
1-2 安全性向上措置の検証・普及のうち農業生産におけるリスク管理措置の導入・普及推進	カドミウム及びヒ素濃度の同時低減技術及び水稲におけるヒ素濃度低減技術の各技術別の ①実証試験及び展示ほの総実施箇所数（本事業により実証し、又は展示したもの数に限る。） ②技術利用マニュアルの作成等のリスク管理措置の導入・普及推進の取組数	水稲における農作物中のカドミウム及びヒ素濃度を低減するため、カドミウム低吸収性イネを用いたカドミウム及びヒ素濃度の同時低減技術及び水稲におけるヒ素濃度低減技術の各技術別に、 - その導入・普及に向けて現地適応性の高い技術とするための当該技術の実証に必要な各技術手法別の実証試験及び展示ほの総実施箇所数の具体的な目標値 - リスク管理措置の導入・普及推進に向けて実施する技術利用マニュアルの作成や検討会・講習会の開催等の取組数の具体的な目標値を定め、着実にその実施を図る。
2 農薬の適正使用等の総合的な推進	次の項目のうち一以上の項目につき目標値を設定する。 - 農薬の不適切な販売及び使用の発生割合 - 埋設農薬の処理進捗率 - 試験従事者等への農薬 G L P に係る研修の開催回数 - 農薬 G L P に適合したほ場の環境の整備を行うほ場数	適正な農薬の販売・使用を推進し、農薬のより一層の安全性を確保するため、農薬取締法により把握される農薬の不適切な販売及び使用の発生割合について目標値を定め、その着実な実現を図る。 埋設農薬の処理が必要な場合は、その計画的かつ着実な処理を実施するため、埋設農薬の処理進捗率を目標値として定め、その着実な実現を図る。

		農薬G L P試験を適切に実施するため、事業実施主体に所属する試験従事者等への農薬G L Pに係る研修の開催回数や農薬G L Pに適合したほ場の環境の整備を行うほ場数について具体的な目標値を定め、着実にその実施を図る。
3 海洋生物毒等の監視の推進	次の項目のうち一以上の項目につき目標値を設定する。 ・海洋生物毒のモニタリングの総実施数 ・有害微生物又はノロウイルスのモニタリングの総実施数 ・生産・市場流通する二枚貝等による貝毒に起因する食中毒の発生件数	生産段階における二枚貝等に関する海洋生物毒等のリスク管理を的確に実施するため、海洋生物毒のモニタリングの総実施数、有害微生物若しくはノロウイルスのモニタリングの総実施数又は生産・市場流通した二枚貝等による貝毒に起因する食中毒の発生件数について具体的な目標値を定め、着実にその実施を図る。
4 下水汚泥資源等を用いた肥料の安全性確保の推進	次の項目のうち一以上の項目につき目標値を設定する。 ・重金属等の有害成分の分析を外部分析機関に委託するサンプル件数 ・立入検査のサンプル収去等に係る研修を受講する延べ人数 ・肥料の安全性確保及び品質管理に係る指導・啓発を行う肥料生産事業者数	下水汚泥資源等を用いた肥料に係る立入検査の収去品について、その含有する重金属等の有害成分の分析を外部分析機関に委託するサンプル件数につき具体的な目標値を定め、着実にその実施を図る。 立入検査のサンプル収去等に係る研修を受講する都道府県職員の延べ人数について具体的な目標値を定め、着実にその実施を図る。 肥料生産事業者の安全性確保及び品質管理に係る意識を向上させるため、肥料の安全性確保及び生産工程管理等の品質管理に係る指導・啓発を行う肥料生産事業者数について具体的な目標値を定め、着実にその実施を図る。
II 伝染性疾病・病虫害の発生予防・まん延防止		
1 家畜衛生の推進	家畜衛生に係る取組の充実度	家畜伝染病予防法に基づく飼養衛生管理基準の遵守やH A C C P（危害要因分析重要管理点）に基づく衛生管理手法の生産段階への導入、動物用医薬品の適正利用の取組、行政・生産者・関係団体等が一体となった家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止、野生動物対策等により地域における家畜衛生水準の向上を図るため、家畜衛生に係る取組の充実度について具体的な目標値を定め、確実にその達成を図る。
2 養殖衛生管理体制の整備	養殖衛生管理指導を実施した経営体数の養殖等経営体総数に占め	養殖魚介類の疾病のリスク管理等を的確に推進し、安全な養殖水

	る割合	産物の生産・供給体制を確立するため、養殖衛生管理指導を実施した経営体数の養殖等経営体総数に占める割合について具体的な目標値を定め、着実にその実施を図る。
3 病害虫の防除の推進	次の項目のうち一以上の項目につき目標値を設定する。 ・防除が困難な作物の防除体系や地域の実情に応じた総合防除体系等における防除に関する管理手法の現状値からの向上に関する指数 ※管理手法とは、対象とする病害虫を防除する上で必要な農作業の工程のこと。 ・防除が困難な作物の防除体系や地域の実情に応じた総合防除体系等の普及取組数 ・都道府県が定める総合防除の実践を図るための指標のうち、策定・見直しを行う管理項目の全管理項目に対する向上に関する指数 ・総合防除の普及のための指導者の育成に必要な研修・講習への参加、当該研修・講習の開催等の回数	有効性、作業性及び経済性に優れた防除技術等を有機的に組み合わせること等により、現場の実情に合った発生状況調査や防除体系等を確立するため、発生状況調査や防除体系等における防除に関する管理手法の現状からの向上に関する指数について、具体的な目標値を定め、着実にその向上を図る。 防除が困難な作物の防除体系や地域の実情に応じた総合防除体系等の普及取組数について具体的な目標を定め、着実にその増加を図る。 都道府県が定める総合防除の実践を図るための指標のうち、策定・見直しを行う管理項目の全管理項目に対する向上に関する指数について具体的な目標値を定め、着実にその向上を図る。 総合防除の普及のための指導者の育成に必要な研修・講習への参加、当該研修・講習の開催等の回数について、具体的な目標を定め、着実にその実施を図る。
4 重要病害虫の特別防除等	対象病害虫の調査等の総回数	重要病害虫の特別防除等の対象病害虫の調査・防除等の総回数について具体的な目標値を定め、着実にその実施を図る。
Ⅲ 地域での食育の推進		
1 地域での食育の推進	別表1の1のⅠの3の(1)から(3)まで、(5)及び(7)から(11)までの事業メニューについては産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ者の割合、併せて次の項目のうち一以上の項目を目標値として設定する。 ・食文化の継承度 ・栄養バランスに配慮した食生活の実践度 ・食育の推進に関わるボランティアの数 ・学校給食における地場産物等を使用する割合又は学校給食における地場産物活用に向けて検討した品目数	・事業実施主体が存する地域における食文化の保護・継承、日本型食生活等の普及促進、食育リーダー育成、地場産物等への理解促進、共食の場における食育の推進、食品ロスの現状・削減に関する認識の深化、持続可能な食料システムの構築及び我が国の農林水産業の理解促進のため、具体的な数値目標を定め、着実にその実施を図る。

- ・地域等で共食したいと思う人が共食する割合
- ・食品ロス削減のために何らかの行動をしている者の割合
- ・環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ者の割合

別表１の１のⅠの３の(４)の事業メニューについては産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ者の割合及び農林漁業体験をはじめとする生産者と消費者との交流に参加した者の増加割合又は延べ人数を目標値として設定する。

別表１の１のⅠの３の(６)の事業メニューについては産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ者の割合及び学校給食における地場産物等を使用する割合又は学校給食における地場産物活用に向けて検討した品目数を目標値として設定する。

2 食料安全保障確立対策整備交付金

目的及び目標	目標値	左の考え方
Ⅱ 伝染性疾病・病虫害の発生 予防・まん延防止 1 家畜衛生の推進	施設の活用によるバイオセキュリティの向上率	家畜保健衛生所等における診断の迅速化・高度化及びバイオセキュリティの確保並びに家畜飼養農場における飼養衛生管理向上体制の整備及び農場の分割管理の導入により家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止を図るため、これらの施設ごとに、その活用によるバイオセキュリティの向上率について具体的な目標値を定め、確実にその達成を図る。

年度 消費・安全対策交付金（食料安全保障確立対策推進交付金）都道府県等事業実施計画書

都道府県名

（ 年 月作成）

目 的	目 標	目標設定の考え方及び目標値	事業内容及び交付金要望額		
			事業実施主体	対象区域又は地区	交付金要望額 （うち地域提案メニュー）
Ⅰ 農畜水産物の安全性の向上	安全性向上措置の検証・普及のうち農産物・加工食品の安全性向上措置の検証	（目標値）			
	安全性向上措置の検証・普及のうち農業生産におけるリスク管理措置の導入・普及推進	（目標値）	<地区推進事業>	地区	
				地区	
				地区	
				小 計	
	農薬の適正使用等の総合的な推進	（目標値）			
Ⅱ 伝染性疾病・病害虫の発生予防・まん延防止	海洋生物毒等の監視の推進	（目標値）			
	下水汚泥資源等を用いた肥料の安全性確保の推進	（目標値）			
	家畜衛生の推進	（目標値）	<地区推進事業>	地区	
				地区	
				地区	
				小 計	
	養殖衛生管理体制の整備	（目標値）			
	病害虫の防除の推進	（目標値）			

	重要病害虫の特別防除等	(目標値)			
Ⅲ 地域での食育の推進	地域での食育の推進	(目標値)			
合 計					円 (円)

留意事項
都道府県等以外が事業実施主体となる場合は提出を省略できる。

年度 消費・安全対策交付金（食料安全保障確立対策整備交付金）都道府県事業実施計画書

都道府県名			(年 月作成)		
目 的	施設名	目標設定の考え方及び目標値	事業内容及び交付金要望額		
			事業実施主体	対象区域又は地区	交付金要望額 (うち地域提案メニュー)
伝染性疾病・病害虫 の発生予防・まん延 防止		(目標値)			
		(目標値)			
合 計					円 (円)

(参考)

前年度（ 年度）の交付金の執行状況

事 項	交 付 総 額	12 月末日までの執行額及び執行率 （確定値）	3 月末日までの執行額及び執行率 （見込み）
食料安全保障確立対策推進交付金 （注 1）	円（ %）	円（ %）	円（ %）
特別交付型交付金			

注 1：特別交付型交付金分は除く。

注 2：執行額は、当該都道府県等が交付を受けた交付金のうち、当該都道府県以外の事業実施主体に交付した額及び当該都道府県等自身が事業実施主体となって執行した金額の合計額とする。

別記様式第 1 号－ 3 （第 6 関係）「地域での食育の推進（都道府県域を越えた取組又は「産地・生産者への理解向上」の取組）の場合」

〇〇年度 消費・安全対策交付金（地域での食育の推進（都道府県域を越えた取組又は「産地・生産者への理解向上」の取組））事業実施計画書の提出について

番 号
年 月 日

消費・安全局長 殿

所在地
名 称
代表者の役職及び氏名

消費・安全対策交付金交付等要綱第 6 の規定に基づき、事業実施計画書等を添えて提出する。

都道府県等名又は都道府県域を越えた取組若しくは「産地・生産者への理解向上」の取組の事業実施主体名

目 標

目 標 値

現状（ 年度）

事業実施後（ 年度）

事業の必要性及び目標値の考え方

事業メニュー及び交付金要望額

事業実施主体名	事業メニュー	事業量 (規格・規模等)	所要額 (円)	交付金要望額 (円)	交付率
<地区推進事業>					

留意事項

- 1 「目標」の欄は、要綱別表1の目標の欄に掲げる内容を記入する。
- 2 「目標値」の欄は、3の「事業の必要性及び目標値の考え方」に基づき記入する。
- 3 「事業の必要性及び目標値の考え方」の欄には、事業実施地区における現状の問題点、課題等について記載するとともに、目標値の設定根拠について可能な限り具体的・定量的に説明する。
 なお、次表の欄に掲げる目標にあつては、同表の右欄に掲げた事項及びその具体的数値を必ず含めること。

目 標	事 項
安全性向上措置の検証・普及のうち農産物・加工食品の安全性向上措置の検証	①別表1の1のIの1の(1-1)の(1)の事業メニューについては、生産・貯蔵・加工段階の農産物等（畜産物、林産物、水産物、飼料作物、農用地の土壌、農業用水等を含む。）・加工食品に含まれる有害化学物質・有害微生物の汚染実態を把握するための調査の実施計画（危害要因、品目、生産条件等を踏まえた調査地区数（調査点数も含む。）） ②別表1の1のIの1の(1-1)の(2)の事業メニューについては、生産・貯蔵・加工段階の農産物等・加工食品を汚染する有害化学物質・有害微生物に係る安全性向上対策（汚染リスク推定技術、吸収・生成抑制技術、貯蔵管理や製造技術、農産物における肥培管理技術・灌水管理技術、家畜における飼養衛生管理技術や微生物排泄抑制技術等）の有効性・実行可能性の検証の実施計画（危害要因、品目、対策、生産条件、地域等を踏まえた類型数） ③別表1の1のIの1の(1-1)の(3)の事業メニューについては、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）第3条第1項に基づく対策地域において必要かつ適切な内容の農用地土壌汚染対策計画策定に必要な調査点数及び試験項目数 ④協議会の開催、専門家による事業者等への指導、事業者等向け講習会の開催や講習会への参加等の計画（開催予定時期、予定回数、参集範囲、内容）
安全性向上措置の検証・普及のうち農業生産におけるリスク管理措置の導入・普及推進	①カドミウム低吸収性イネを用いたカドミウム及びヒ素濃度の同時低減技術及び水稲におけるヒ素濃度低減技術に関する各技術手法別の実証試験及び展示ほについての、 ア これまでの取組状況及び本年度の実施計画（実施箇所数及び対象品種） イ 保管予定種子量並びに翌年度の実証試験及び展示ほの実施予定箇所数 ②カドミウム及びヒ素濃度低減技術に関するこれまでの検討状況と本年度の取組計画 ア 協議会の開催計画（開催予定時期、予定回数、参集範囲、検討内容等） イ 技術利用マニュアルの作成時期及び部数 ウ 農業者等を対象とした実証技術を利用するための検討会及び講習会の開催計画（開催予定時期、予定回数、参集範囲、検討内容等）
農薬の適正使用等の総合的な推進（埋設農薬の適切な処理の支援を行う場合）	①埋設農薬処理の進行管理のための協議会等の開催計画 ②住民説明会の開催計画 ③掘削前の環境調査の実施計画（土壌及び地下水中調査点数等） ④掘削・回収工事の実施計画（埋設農薬・汚染土壌の回収数量） ⑤掘削した埋設農薬の保管計画 ⑥環境汚染防止措置の実施計画 ⑦掘削した埋設農薬の処理計画（埋設農薬・汚染土壌の処理数量） ⑧処理終了後の環境調査の実施計画（土壌及び地下水中調査点数等）
海洋生物毒等の監視の推進	①二枚貝等の海洋生物毒の調査計画（調査点、調査時期、調査回数等） ②海洋生物毒の原因プランクトンの調査計画（調査点、調査時期、調査回数等） ③二枚貝等の有害微生物又はノロウイルスの調査計画（調査点、調査時期、調査回数等）

下水汚泥資源等を用いた肥料の安全性確保の推進	①立入検査計画（立入検査予定の事業場の名称、実施予定時期、収去予定件数等） ②立入検査のサンプル収去等に係る研修の受講計画（研修開催機関、受講予定時期、受講予定人数、研修内容等） ③肥料の安全性確保及び品質管理に係る指導・啓発計画（実施予定時期、実施予定回数、実施場所（事業場において実施する場合は、対象となる事業場の名称及び住所）、参加予定肥料生産事業者数、指導・啓発内容等。民間事業者等へ講師を依頼する場合は、その事業者等の名称、講師の人数等を含めること。）
地域での食育の推進	①事業の目的 ②実施体制 ③波及効果 ④事業成果、効果の検証方法 ※ 監督・指導等の支援の事業実施計画書を提出する都道府県においては、事業成果のみを記入。 ⑤（委託する場合）委託内容、委託先、委託予定金額 ⑥その他事業の推進に必要な事項

4 事業メニュー及び交付金要望額の欄について

- (1) 「事業メニュー」の欄は、要綱別表1の事業メニュー及びその内容の欄に掲げる事業メニューから選択したものを記入する。また、地域提案型事業を実施する場合にあっては、具体的にその内容を記入するとともに、その内容の項目の後に「地域提案型」と記入する。（記入例：〇〇に必要な分析機器の導入（地域提案型））。
- (2) 「所要額」及び「交付金要望額」の欄には、事業内容ごとに当該年度分のみの額を記入する。また、「交付金要望額」の欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には、「減額した金額〇〇円 うち国費〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入する。
- (3) 地区推進事業については、事業実施主体名の後に（地区）と記入するとともに、通し番号や目印を付けることなどにより、関係事業の事業実施主体との関係がわかるようにする。
 記入例：1－1 〇〇県
 1－2 JA△△（地区）
 1－3 □□営農組合（地区）

- 5 本様式内に全ての内容の記入が困難な場合には、別に資料を作成し添付して差し支えない。また、必要に応じ説明に必要な資料（例えば地図等）を添付する。

- 6 地域での食育の推進については、地方公共団体を除く事業実施主体の場合は、当該事業実施主体について、本様式のほか、（参考）経費積算資料、定款、交付対象経費に関する謝金・旅費・賃金の支払規程、役員名簿、民間団体等の概要及び直近3か年の決算書・事業報告書（申請前年度の事業報告書がない場合は、事業計画書又は経営計画書）及びその他必要書類を添付する。

(参考)

経費積算資料

事業実施主体名

◎事業名：地域での食育の推進

(単位：円)

	所要額（交付金要望額（A）＋事業実施主体負担額（B））																積算根拠 （詳細）	
																	※すべての 経費につい て、下枠に 積算根拠を 記載。	
	(A)														(B)	(A+B)	小計	※謝金、旅 費、賃金に ついては、 積算の根拠 となる支払 規定、内規 等を添付し てください。
経 費 内 容															事業実 施主体 負担額	交付金要 望額 ＋ 事業実施 主体負担 額	事業メニ ューごと の（A＋ B）	
合計																		
所要額 （A＋B）						交付金要望額 （A）						事業実施主体 負担額 （B）						

※1 経費積算資料の経費内容については、別記様式第1号－4に記載する事業メニューに係る経費を記入してください。

※2 （B）事業実施主体負担額については、
・交付対象経費の場合は事業実施主体が負担する金額
・交付対象外経費
を記入してください。

都道府県等名		事業実施主体名		
施設名				
目標値	現状（ 年度）	事業実施後（ 年度及び 年度）		
事業の必要性及び目標値の考え方				
事業メニュー及び交付金要望額				
事業メニュー	事業量 （規格・規模等）	所要額（円）	交付金要望額（円）	交付率

留意事項

- 1 「目標値」の欄は、要綱別表2の目標値の欄に掲げる内容を記入する。
 なお、「事業実施後」の欄は、設置又は整備した翌年度及び翌々年度に達成すべき平均年間目標を記入する。ただし、農場の分割管理の導入に係る施設整備を行う場合であって、整備を開始する年度又はその翌年度までに分割管理が完了しないときは、翌々年度に達成すべき目標を記入する。
- 2 「事業の必要性及び目標値の考え方」の欄には、事業実施地区における現状の問題点、課題等について記載するとともに、目標値の設定根拠について可能な限り具体的・定量的に説明する。
- 3 事業メニュー及び交付金要望額の欄について
 - （1）「事業メニュー」の欄は、要綱別表1の事業メニュー及びその内容の欄に掲げる事業メニューから選択したものを記入する。また、地域提案型事業を実施する場合にあっては、具体的にその内容を記入するとともに、その内容の項目の後に「地域提案型」と記入する。
 - （2）「所要額」及び「交付金要望額」の欄には、事業内容ごとに当該年度分のみの額を記入する。
 また、「交付金要望額」の欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には、「減額した金額〇〇円 うち国費〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入する。

別記様式第1号－6（第6関係）

1 事業実施主体の特認関係

事業実施主体名 (特認団体名)	代表者名	所在地	目 標
特認とする理由			

留意事項

- 1 特認団体がある場合に本様式を作成する。
- 2 事業実施主体の定款、規約等を添付すること。
- 3 前年度に提出した団体は省略できるものとする。

2 地域提案型事業の内容等

実施するメニューの内容	交付率	所要額（円）	交付金要望額（円）
類似する既存のメニュー及び既存メニューと異なる点を記載	○/○ ○/○とする理由を記載		

留意事項

地域提案型事業がある場合に本様式を作成する。

飼養衛生管理基準の遵守状況確認書

都道府県等名：

事業実施主体名：

農場 番号	畜 種	農場名	飼養衛生管理の確認状況		今後の改善方針の有無
			確認年月日 (確認予定年月日)	不遵守事項	
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

留意事項

- 1 本様式は、別表1の2の事業メニュー及びその内容の欄に掲げる事業メニューのうち、(2)飼養衛生管理向上施設整備又は(3)農場の分割管理の導入に係る施設整備を実施する場合に、都道府県が当該農場に関する飼養衛生管理基準の遵守状況を確認の上、提出すること。
- 2 不遵守事項について、該当する飼養衛生管理基準の項目番号を句点で区切って全て記載すること。
- 3 改善方針とは、改善すべき事項、具体的な改善方法及び改善すべき期限の明確化をいう。
- 4 小規模農場（豚及びいのししにあっては6頭未満を飼養する農場をいう。）である場合は、確認年月日、不遵守事項及び今後の改善方針の有無の欄に斜線を記載すること。
- 5 新規開設農場など、今後、家畜の導入が見込まれる場合は、当該農場について、確認予定年月日を確認年月日の欄に括弧書きで記入し、他の欄に斜線を記載すること。
- 6 家畜保健衛生所は、不遵守事項については、飼養衛生管理指導等指針に基づき、指導を行うとともに、遵守予定時期までに改善されない場合は、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第12条の5及び6に基づき、指導及び助言、勧告等を厳格に行うこと。

別記様式第2号－1（第7関係）

〇〇年度 消費・安全対策交付金交付申請書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

（ 沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長
北海道、北海道の区域内の政令指定都市
にあっては北海道農政事務局長 ）

地方公共団体の長 氏 名

〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、消費・安全対策交付金交付等要綱第7の規定に基づき、交付金〇〇〇円の交付を申請する。

区 分	交付金額	備 考
I 食料安全保障確立対策推進交付金		
II 食料安全保障確立対策整備交付金		
合 計		

記

I 交付金の目的

II 交付金の内容及び計画

- （注） 1 交付金の目的及び内容については、別記様式第1号による事業実施計画書を添付すること。
- 2 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- 3 環境負荷低減の取組については、関係書類として別添（クロスコンプライアンスチェックシート）を添付すること。

Ⅲ 経費の配分

区 分	目的及び目標	総事業費	経 費 内 訳				備考
			交付金	都道府県 又は政令 指定都市 負担金	市町村 負担金	その他 負担金	
1 食料安全保障確 立対策推進交付金	消費・安全対策交付 金交付等要綱の別表 1 の目的及び目標の 欄に掲げる事業を記 載する。	円	円	円	円	円	
2 食料安全保障確 立対策整備交付金	同 上						
合 計							

- (注) 1 備考欄には、事業実施主体ごとに、消費税仕入控除税額について、これを減額した場合には「減額した金額〇〇円、うち国費〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。
- 2 目的及び目標の欄は、別表 1 の交付率の欄に掲げる交付率が異なる事業についてはそれぞれ交付率ごとに区分して記入すること。

Ⅳ 完了予定年月日（又は事業完了年月日）

Ⅴ 予算議決年月日（又は予算議決予定年月日）

(別添)

環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート

	申請時 (します)	(1) 適正な施肥	報告時 (しました)
①	☐	※農産物等の調達を行う場合（該当しない□） 環境負荷低減に配慮した農産物等の 調達を検討	☐

	申請時 (します)	(2) 適正な防除	報告時 (しました)
②	☐	※農産物等の調達を行う場合（該当しない□） 環境負荷低減に配慮した農産物等の 調達を検討（再掲）	☐

	申請時 (します)	(3) エネルギーの節減	報告時 (しました)
③	☐	オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	☐
④	☐	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないこと（照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等） を検討	☐
⑤	☐	環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討	☐

	申請時 (します)	(4) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
⑥	☐	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に 処理	☐
⑦	☐	資源の再利用を検討	☐

	申請時 (します)	(5) 生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
⑧	☐	※生物多様性への影響が想定される 工事等を実施する場合（該当しない□） 生物多様性に配慮した事業実施に努める	☐
⑨	☐	※特定事業場である場合（該当しない□） 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守	☐

	申請時 (します)	(6) 環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
⑩	☐	みどりの食料システム戦略の理解	☐
⑪	☐	関係法令の遵守	☐
⑫	☐	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める	☐
⑬	☐	※機械等を扱う事業者である場合（該当しない□） 機械等の適切な整備と管理に努める	☐
⑭	☐	正しい知識に基づく作業安全に努める	☐

- (注) 1 ※の記載内容に「該当しない」場合には□にチェックしてください。この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。
2 「関係法令の遵守」については、以下の法律を遵守することを示す。

- ・肥料の品質の確保等に関する法律（昭和 25 年法律第 127 号）
- ・農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和 45 年法律第 139 号）
- ・土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）
- ・農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）
- ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）
- ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成 7 年法律第 112 号）
- ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和 3 年法律第 60 号）
- ・水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）
- ・労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）
- ・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成 19 年法律第 56 号）
- ・遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成 15 年法律第 97 号）
- ・水産資源保護法（昭和 26 年法律第 313 号）
- ・持続的養殖生産確保法（平成 11 年法律第 51 号）
- ・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）
- ・環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和 4 年法律第 37 号）
- ・植物防疫法（昭和 25 年法律第 151 号）

別記様式第 2 号－ 2 （第 7 関係）

〇〇年度 消費・安全対策交付金（地域での食育の推進（都道府県域を越えた取組
又は「産地・生産者への理解向上」の取組））交付申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地
名 称
代表者の役職及び氏名

〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、消費・安全対策交付金交付等要綱第 7 の規定に基づき、交付金〇〇〇円の交付を申請する。

区 分	交付金額	備 考
I 食料安全保障確立対策推進交付金		
合 計		

記

- I 交付金の目的
- II 交付金内容及び計画
- (注) 1 交付金の目的及び内容については、別記様式第 1 号による事業実施計画書を添付すること。
- 2 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- 3 環境負荷低減の取組については、関係書類として別添（クロスコンプライアンスチェックシート）を添付すること。

Ⅲ 経費の配分

区 分	目的及び目標	総事業費	経 費 内 訳				備考
			交付金	都道府県 又は政令 指定都市 負担金	市町村 負担金	その他 負担金	
1 食料安全保障確 立対策推進交付金	消費・安全対策交付 金交付等要綱の別表 1 の目的及び目標の 欄に掲げる事業を記 載する。	円	円	円	円	円	
合 計							

- (注) 1 備考欄には、事業実施主体ごとに、消費税仕入控除税額について、これを減額した場合には「減額した金額〇〇円、うち国費〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。
- 2 目的及び目標の欄は、別表 1 の交付率の欄に掲げる交付率が異なる事業についてはそれぞれ交付率ごとに区分して記入すること。

Ⅳ 完了予定年月日（又は事業完了年月日）

Ⅴ 予算議決年月日（又は予算議決予定年月日）

(注) 都道府県または市町村に限る。

(別添)

<都道府県域を越えた取組又は「産地・生産者への理解向上」の取組>

環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート

	申請時 (します)	(1) エネルギーの節減	報告時 (しました)
①	☐	オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	☐
②	☐	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないこと (照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等)を検討	☐
③	☐	環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討	☐

	申請時 (します)	(2) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
④	☐	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	☐
⑤	☐	資源の再利用を検討	☐

	申請時 (します)	(3) 環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
⑥	☐	みどりの食料システム戦略の理解	☐
⑦	☐	関係法令の遵守	☐
⑧	☐	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める	☐
⑨	☐	正しい知識に基づく作業安全に努める	☐

(注) 「関係法令の遵守」については、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）及びプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和 3 年法律第 60 号）を遵守することを示す。

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

（（間接）事業実施主体） 殿

所 在 地
商号又は名称
代 表 者

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加又は申込みにあたって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申し立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

（注1） 〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

（注2） 農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

ただし、北海道にあつては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局を含む。

（注3） 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であつて、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

（注4） 間接交付事業者に対する申立ての場合であつて、交付事業者である地方公共団体が本様式と同趣旨の申立書を徴することを求めているときは、本様式を改変して当該申立書と一体のものとして徴することができる。

別記様式第 4 号（第14関係）「都道府県等の場合」

〇〇年度 消費・安全対策交付金事業変更（中止又は廃止）承認申請書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

（ 沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長
北海道、北海道の区域内の政令指定都市に
あつては北海道農政事務所長 ）

地方公共団体の長 氏 名

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号により交付金の交付決定の通知があつた事業について、下記のとおり変更（中止又は廃止）したいので、消費・安全対策交付金交付等要綱第14の規定に基づき申請する。

記

（注） 1 記の記載要領は、別記様式第 2 号－ 1 の記の I から V に準ずるものとする。

この場合において、同様式中「交付金の目的」を「変更（中止又は廃止）の理由」と置き換え、交付金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更（中止又は廃止）後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書とし、変更（中止又は廃止）前を括弧書で上段に記載すること。ただし、事業内容のうち当該変更の対象外となるものについては省略する。

2 添付書類については、交付申請書に添付したものに変更があつた場合についてのみ添付すること。

別記様式第4号（第14関係）「地域での食育の推進（都道府県域を越えた取組又は「産地・生産者への理解向上」の取組）の場合」

〇〇年度 消費・安全対策交付金（地域での食育の推進（都道府県域を越えた取組又は「産地・生産者への理解向上」の取組））事業変更（中止又は廃止）承認申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地
名 称
代表者の役職及び氏名

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号により交付金の交付決定の通知があった事業について、下記のとおり変更（中止又は廃止）したいので、消費・安全対策交付金交付等要綱第14の規定に基づき申請する。

記

別記様式第 5 号（第16関係）「都道府県等の場合」

〇〇年度 消費・安全対策交付金事業遅延届出書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

（ 沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長
北海道、北海道の区域内の政令指定都市に
あっては北海道農政事務所長 ）

地方公共団体の長 氏 名

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号により交付金の交付決定の通知があった事業について、下記の理由により（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）ため、消費・安全対策交付金交付等要綱第16の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 事業が（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）理由
- 2 事業の遂行状況

区 分	目的及び目標	総事業費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
			〇年〇月〇日までに 完了したもの		〇年〇月〇日以降に 実施するもの		
			事 業 費	出来高比率	事 業 費	事業完了 予定年月日	
1 食料安全 保障確立 対策推進 交付金	消費・安全対策 交付金交付等要 綱の別表 1 の目 的及び目標の欄 に掲げる事業を 記載する	円	円	%	円		
2 食料安全 保障確立 対策整備 交付金	同上						

- （注） 1 括弧内は、該当するものを記載すること。
2 事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「〇年〇月〇日以降に実施するもの」欄は、完了時期を延期して事業を継続したい場合のみ記載すること。

別記様式第5号（第16関係）「地域での食育の推進（都道府県域を越えた取組又は「産地・生産者への理解向上」の取組）の場合」

〇〇年度消費・安全対策交付金（地域での食育の推進（都道府県域を越えた取組又は「産地・生産者への理解向上」の取組））事業遅延届出書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地
名 称
代表者の役職及び氏名

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号により交付金の交付決定の通知があった事業について、下記の理由により（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）ため、消費・安全対策交付金交付等要綱第16の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 事業が（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）理由
- 2 事業の遂行状況

区 分	目的及び目標	総事業費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
			〇年〇月〇日までに 完了したもの		〇年〇月〇日以降に 実施するもの		
			事 業 費	出来高比率	事 業 費	事業完了 予定年月日	
1 食料安全 保障確立 対策推進 交付金	消費・安全対策 交付金交付等要 綱の別表1の目 的及び目標の欄 に掲げる事業を 記載する	円	円	%	円		

- (注) 1 括弧内は、該当するものを記載すること。
- 2 事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「〇年〇月〇日以降に実施するもの」欄は、完了時期を延期して事業を継続したい場合のみ記載すること。

別記様式第 6 号（第17関係）「都道府県等の場合」

〇〇年度消費・安全対策交付金事業遂行状況報告書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

（ 沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長
北海道、北海道の区域内の政令指定都市に
あつては北海道農政事務所長 ）

地方公共団体の長 氏 名

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号により交付金の交付決定の通知があつた事業について、消費・安全対策交付金交付等要綱第17第 1 項の規定に基づき、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

〇〇年 11 月 30 日 現在

区 分	目的及び目標	総事業費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
			11月30日までに 完了したもの		12月 1 日以降に 実施するもの		
			事 業 費	出来高比率	事 業 費	事業完了 予定年月日	
1 食料安 全 保 障 確 立 対 策 推 進 交付金	消費・安全対 策交付金交付 等要綱の別表 1 の目的及び 目標の欄に掲 げる事業を記 載する	円	円	%	円		
2 食料安 全 保 障 確 立 対 策 整 備 交付金	同上						

- (注) 1 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。
2 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

別記様式第 6 号（第17関係）「地域での食育の推進（都道府県域を越えた取組又は「産地・生産者への理解向上」の取組）の場合」

〇〇年度消費・安全対策交付金（地域での食育の推進（都道府県域を越えた取組又は「産地・生産者への理解向上」の取組））事業遂行状況報告書

農林水産大臣 殿

番 号
年 月 日

所在地
名 称
代表者の役職及び氏名

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号により交付金の交付決定の通知があった事業について、消費・安全対策交付金交付等要綱第17第 1 項の規定に基づき、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

〇〇年11月30日 現在

区 分	目的及び目標	総事業費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
			11月30日までに 完了したもの		12月 1 日以降に 実施するもの		
			事 業 費	出来高比率	事 業 費	事業完了 予定年月日	
1 食料安 全 保 障 確 立 対 策 推 進 交付金	消費・安全対 策交付金交付 等要綱の別表 1 の目的及び 目標の欄に掲 げる事業を記 載する	円	円	%	円		

- (注) 1 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。
- 2 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- 3 添付書類について、ウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第7号（第18関係）「都道府県等の場合」

〇〇年度消費・安全対策交付金の概算払請求書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔 沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長
北海道、北海道の区域内の政令指定都市に
あつては北海道農政事務所長
官署支出官 〇〇 殿
（第16に定める官署支出官名を記入）

地方公共団体の長 氏 名

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号により交付金の交付決定の通知があつた事業について、
金〇〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。
また、併せて消費・安全対策交付金交付等要綱第17第1項の規定に基づき、〇年〇月〇日現在にお
ける遂行状況を下記のとおり報告する。

記

〇〇年〇〇月〇〇日

区 分	目的及び目 標	総 事 業 費	(A) 交 付 金 額	交付金 中〇割 相当額	(B) 既受領額		遂行状 況報告	(C) 今回請求額		(A)-(B)-(C) 残 高		事業完 了予定 年月日	備考
					金額	出来高		金額	〇月〇 日現在 の予定 出来高	金額	〇月〇 日まで の予定 出来高		
1 食料安全 保障確立 対策推進 交付金	消費・安全 対策交付金 交付等要綱 の別表1の 目的及び目 標の欄に掲 げる事業を 記載する	円	円	円	円	%	%	円	%	円	%		
2 食料安全 保障確立 対策整備 交付金	同上												

- (注) 1 事業により取得した財産等の確認を必要とする場合は、明細書を添付すること。
2 事業の実態に応じて、必要な事項を追加することができる。
3 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分
については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定
に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
4 下線部は、消費・安全対策交付金交付等要綱第17第1項のただし書による場合のみ記載するこ
ととし、記載しない場合は表中の遂行状況報告欄は空欄とすること。

別記様式第 7 号（第18関係）「地域での食育の推進（都道府県域を越えた取組又は「産地・生産者への理解向上」の取組）の場合」

〇〇年度 消費・安全対策交付金（地域での食育の推進（都道府県域を越えた取組又は「産地・生産者への理解向上」の取組））の概算払請求書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿
農林水産省大臣官房予算課経理調査官 殿

所在地
名 称
代表者の役職及び氏名

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号により交付金の交付決定の通知があった事業について、金〇〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。
また、併せて消費・安全対策交付金交付等要綱第17第 1 項の規定に基づき、〇年〇月〇日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。

記

〇〇年〇〇月〇〇日

区 分	目的及び目標	総 事 業 費	(A) 交 付 金 額	交付金 中〇割 相当額	(B) 既受領額		遂行状 況報告	○ 今回請求額		(A)-(B)-(C) 残 高		事業完 了予定 年月日	備考
					金額	出来高		金額	〇月〇日 現在の予 定出来高	金額	〇月〇日 までの予 定出来高		
1 食料安全 保障確立 対策推進 交付金	消費・安全 対策交付金 交付等要綱 の別表 1 の 目的及び目 標の欄に掲 げる事業を 記載する	円	円	円	円	%	%	円	%	円	%		

- (注) 1 事業により取得した財産等の確認を必要とする場合は、明細書を添付すること。
- 2 事業の実態に応じて、必要な事項を追加することができる。
- 3 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- 4 下線部は、消費・安全対策交付金交付等要綱第17第 1 項のただし書による場合のみ記載することとし、記載しない場合は表中の遂行状況報告欄は空欄とすること。
- 5 添付書類について、ウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第 8 号（第19第 1 項関係）「都道府県等の場合」

〇〇年度 消費・安全対策交付金事業実績報告書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

（ 沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長
北海道、北海道の区域内の政令指定都市に
あっては北海道農政事務所長

地方公共団体の長 氏 名

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号により交付金の交付決定の通知があった事業について、下記のとおり実施したので、消費・安全対策交付金交付等要綱第19第 1 項の規定により、その実績を報告する。（なお、併せて未受領額〇〇〇円の交付を申請する。）

記

- （注） 1 記の記載要領は、別記様式第 2 号－ 1 の記のⅠからⅤに準ずるものとする。なお、その際、別記様式第 2 号－ 1 のⅡについては、「交付金の内容及び計画」を「交付金の内容及び実績」と読み替えるものとする。
- 2 括弧内は、実績報告と同時に交付金の交付を請求する場合に記載すること。
- 3 間接交付事業者に対し間接交付金を交付している場合にあっては、備考欄に、間接交付金の交付を完了した年月日を記載すること。
- 4 添付書類については、各事業費の根拠となる支払経費毎の内訳を記載した資料、帳簿の写し又は交付金調書の写しを添付すること。また、このほか国が支払経費の確認のために求める場合は、確認のための資料（契約書、請求書、領収書等の写し）を添付すること。
- 5 交付申請書又は変更承認申請書に添付したものに変更があったものについては、必要書類を添付すること。
- 6 環境負荷低減の取組については、関係書類として別記様式第 2 号－ 1 別添（クロスコンプライアンスチェックシート）を添付すること。
- 7 地域での食育の推進については、事業の実施結果と併せて効果測定等の結果について詳細を記載すること。

別記様式第 8 号（第19第 1 項関係）「地域での食育の推進（都道府県域を越えた取組又は「産地・生産者への理解向上」の取組）の場合」

〇〇年度 消費・安全対策交付金（地域での食育の推進（都道府県域を越えた取組又は「産地・生産者への理解向上」の取組））事業実績報告書

農林水産大臣 殿

番 号
年 月 日

所在地
名 称
代表者の役職及び氏名

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号により交付金の交付決定の通知があった事業について、下記のとおり実施したので、消費・安全対策交付金交付等要綱第19第 1 項の規定により、その実績を報告する。（なお、併せて未受領額〇〇〇円の交付を申請する。）

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び実績
- 3 経費の配分及び負担区分

区 分	補助事業に要した経費 (A) + (B) 円	負担区分		備 考
		国庫交付金 (A) 円	その他 (B) 円	
〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇				
合 計				

(注) 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

- 4 事業の完了年月日

5 収支精算

(1) 収入の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減		備 考
			増	減	
1 国庫交付金	円	円	円	円	
2 その他					
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減		備 考
			増	減	
1 国庫交付金	円	円	円	円	
2 その他					
合 計					

6 添付書類

- (注) 1 記の記載要領は、別記様式第2号ー2に準ずるものとする。
- 2 括弧内は、実績報告と同時に交付金の交付を請求する場合に記載すること。
- 3 間接交付事業者に対し間接交付金を交付している場合にあっては、備考欄に、間接交付金の交付を完了した年月日を記載すること。
- 4 添付書類については、各事業費の根拠となる支払経費毎の内訳を記載した資料、帳簿の写し又は補助金調書の写しを添付すること。また、このほか国が支払経費の確認のために求める場合は、確認のための資料（契約書、請求書、領収書等の写し）を添付すること。
- 5 交付申請書又は変更承認申請書に添付したものに変更があったものについては、必要書類を添付すること。
- 6 環境負荷低減の取組については、関係書類として別記様式第2号ー2別添（クロスコンプライアンスチェックシート）を添付すること。ただし、実績報告書提出前に提出した場合は添付を省略することができる。
- 7 添付書類について、ウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

〇〇年度 消費・安全対策交付金年度終了実績報告書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

（ 沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長
北海道、北海道の区域内の政令指定都市に
あつては北海道農政事務局長 ）

地方公共団体の長 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定の通知があつた事業について、消費・安全対策交付金交付等要綱第19第2項の規定により、実績を下記のとおり報告する。

交付事業の実施状況

区 分	交付決定の内容		年度内実績		翌年度実施		完了予定 年月日
	交付事業に 要する経費 (A)	国庫交付金	(A) のう ち年度内支 出済額	概算払 受入済額	(A) のうち 未支出額	翌年度 繰越額	
1 食料安全保障確立対策 推進交付金 翌年度繰越分 年度内完了分	円	円	円	円	円	円	
2 食料安全保障確立対策 整備交付金 翌年度繰越分 年度内完了分							
合 計							

(注) 1 本様式は、年度内に交付事業が完了しなかった場合に提出するものとする（翌年度繰越を行った場合のほか、交付金額全額を概算払で受入済だが予期せぬ事故により結果として年度内に完了しなかった場合を含む。）。

2 交付決定の内容欄は、年度内に軽微な変更を行っている場合は、軽微な変更後の金額によるものとし、軽微な変更前の金額を上段括弧で記載すること。

3 繰越に際し、交付決定に係る交付事業を年度内完了に係るものと繰越に係るものに分割した場合は、区分して記載すること。

別記様式第9号（第19第2項関係）「地域での食育の推進（都道府県域を越えた取組又は「産地・生産者への理解向上」の取組）の場合」

〇〇年度 消費・安全対策交付金（地域での食育の推進（都道府県域を越えた取組又は「産地・生産者への理解向上」の取組））年度終了実績報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地
名 称
代表者の役職及び氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定の通知があった事業について、消費・安全対策交付金交付等要綱第19第2項の規定により、実績を下記のとおり報告する。

記

交付事業の実施状況

区 分	交付決定の内容		年度内実績		翌年度実施		完了予定 年月日
	交付事業に 要する経費 (A)	国庫交付金	(A) のう ち年度内支 出済額	概算払 受入済額	(A) のう ち未支出額	翌年度 繰越額	
1 食料安全保障確立対策 推進交付金	円	円	円	円	円	円	
翌年度繰越分							
年度内完了分							
合 計							

- (注) 1 本様式は、年度内に交付事業が完了しなかった場合に提出するものとする（翌年度繰越を行った場合のほか、交付金額全額を概算払で受入済だが予期せぬ事故により結果として年度内に完了しなかった場合を含む。）。
- 2 交付決定の内容欄は、年度内に軽微な変更を行っている場合は、軽微な変更後の金額によるものとし、軽微な変更前の金額を上段括弧で記載すること。
- 3 繰越に際し、交付決定に係る交付事業を年度内完了に係るものと繰越に係るものに分割した場合は、区分して記載すること。
- 4 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- 5 添付書類について、ウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

〇〇年度 消費・安全対策交付金消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

（ 沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長
北海道、北海道の区域内の政令指定都市
にあつては北海道農政事務局長 ）

地方公共団体の長 氏 名

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号により交付決定の通知があつた消費・安全対策交付金について、消費・安全対策交付金交付等要綱第19第4項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- | | | | |
|---|--|---|---|
| 1 | 適正化法第15条の交付金の額の確定額
（〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号による額の確定通知額） | 金 | 円 |
| 2 | 交付金の確定時に減額した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 | 交付金返還相当額（3－2） | 金 | 円 |

（注）記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。（交付事業に要した経費に係る消費税及び地方消費税相当額の全額について、交付金相当額を交付金の額から減額する場合は、（3）の資料を除き添付不要。）
なお、事業実施主体が法人格を有しない組合員等の場合は、全ての構成員分を添付すること。
（1）消費税確定申告書の写し（税務署の受付済のもの）
（2）付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
（3）3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
（4）事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入割合を確認できる資料

- 5 当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載

（

）

（注）消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6 当該交付金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

(1) 免税事業者の場合は、交付事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は、所得税）確定申告書の写し（税務署の受付済のもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料

(2) 簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、交付事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の受付済のもの）

(3) 事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

(注) 1 市町村別、事業実施主体別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。

2 添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

別記様式第10号（第19第4項関係）「地域での食育の推進（都道府県域を越えた取組）の場合」

〇〇年度 消費・安全対策交付金（地域での食育の推進（都道府県域を越えた取組又は「産地・生産者への理解向上」の取組））消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地
名 称
代表者の役職及び氏名

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号により交付決定の通知があった消費・安全対策交付金について、消費・安全対策交付金交付等要綱第19第4項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 適正化法第15条の交付金の額の確定額 （〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号による額の確定通知額）	金	円
2 交付金の確定時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額	金	円
4 交付金返還相当額（3－2）	金	円

（注）1 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。（交付事業に要した経費に係る消費税及び地方消費税相当額の全額について、交付金相当額を交付金の額から減額する場合は、（3）の資料を除き添付不要。）
なお、事業実施主体が法人格を有しない組合員等の場合は、全ての構成員分を添付すること。
（1）消費税確定申告書の写し（税務署の受付済のもの）
（2）付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
（3）3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
（4）事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料
2 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
3 添付書類について、ウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

5 当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載

（注）消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6 当該交付金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

()

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- (1) 免税事業者の場合は、交付事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は、所得税）確定申告書の写し（税務署の受付済のもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- (2) 簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、交付事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の受付済のもの）
- (3) 事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

- (注) 1 事業実施主体及び間接補助事業者別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。
- 2 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- 3 添付書類について、ウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第11号（第27関係）

財 産 管 理 台 帳

都道府県等名又は都道府県域を越えた取組若しくは「産地・生産者への理解向上」の取組の事業実施主体名

事業実施年度			年度				農林水産省所管交付金名										
事業種類	事業の内容					工期		経費の区分				処分制限期間		処分の状況		備考	
	事業種目	事業主体	施設区分	設置場所	事業量	着工年月日	竣工年月日	総事業費	経費内訳				耐用年数	処分制限年月日	承認年月日		処分の内容
									交付金 (国費相当額)	都道府 県費	市町村 費	その他					
								円	円	円	円	円					
	計																
	計																
	計																
合 計																	備

- (注) 1 事業の種類欄は、消費・安全対策交付金交付等要綱の別表1の目的及び目標の欄に掲げる事業を記載すること。
- 2 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
- 3 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
- 4 備考欄には、譲渡先、貸付先、抵当権の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
- 5 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって代えることができる。

農林水産省所管

消費・安全対策交付金調書

国			都道府県等名又は都道府県域を越えた取組若しくは「産地・生産者への理解向上」の取組 の事業実施主体名										備 考
			歳 入			歳 出							
交付金 事業名	交付決 定の額	交付率	科 目	予 算 現 額	収 入 額	科 目	予 算 現 額	うち国庫 交付金相 当額	支 出 額	うち国庫 交付金相 当額	翌年度 繰越額	うち国庫 交付金相 当額	
	円			円	円		円	円	円	円	円	円	

- (注) 1 「交付金事業名」欄には、消費・安全対策交付金交付等要綱の別表1の目的及び目標の欄に掲げる事業を記載するほか、当該交付金に要する経費の配分を記載すること。
- 2 「科目」の欄には、歳入にあつては款、項、目及び節を、歳出にあつては款、項及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「交付金事業名」欄に記載した経費に対応する都道府県等の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。
- 3 「予算現額」欄には、歳入にあつては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあつては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。
- 4 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 5 交付金事務に係る都道府県等の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる当該交付金事業に係る交付金等についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ国庫交付金額を内書（ ）すること。

別記様式第13号-1 (第30第1項関係)

消費・安全対策交付金（食料安全保障確立対策推進交付金）の成果及び評価報告書（ 年度）

事業実施主体名： (所在地： 県 市)

区 分		目 標 値 及 び 実 績				事 業 実 績		備 考
目 的	目 標	目 標 値	実 績	達 成 度	評 価	所要額実績 (円)	交付金相当額 (うち地域提案型) (円)	
Ⅰ								
	小 計							
Ⅱ								
	小 計							
総 計 ・ 総 合 評 価							()	

留意事項

- 1 事業実施主体は、必ず別記様式第13号－4を添付すること。
2 「区分」、「目標値」及び「所要額」のそれぞれの欄は、別記様式第13号－4に基づきそれぞれ記入する。
3 特別交付型交付金は別様とすること。
4 都道府県等以外が事業実施主体となる場合は提出を省略できる。

別記様式第13号－2（第30第1項関係）

消費・安全対策交付金（食料安全保障確立対策推進交付金）の成果及び評価報告書（ 年度）

事業実施主体名：

（所在地： 県 市）

区 分			目 標 値 及 び 実 績				事 業 実 績		備 考
目的	目 標	事業メニュー	目 標 値	実 績	達成度	評 価	所要額実績 （円）	交付金相当額 （円）	
Ⅲ									
総 計 ・ 総 合 評 価								()	

留意事項

- 1 事業実施主体は、必ず別記様式第13号－4を添付すること。
- 2 「区分」、「目標値」及び「所要額」のそれぞれの欄は、別記様式第13号－4に基づきそれぞれ記入する。

別記様式第13号－3（第30第1項関係）

消費・安全対策交付金（食料安全保障確立対策整備交付金）の成果及び評価報告書（ 年度）

事業実施主体名：

区 分		目標値及び実績				事業実績		備 考
目 的	施設名	目標値	実 績	達成度	評 価	所要額実績 (円)	交付金相当額 (うち地域提案型) (円)	
Ⅱ								
総 計・総合評価							()	

留意事項

- 1 事業実施主体は、必ず別記様式第13号－5を添付すること。
- 2 「区分」、「目標値」及び「所要額」のそれぞれの欄は、別記様式第13号－5に基づきそれぞれ記入する。

目標					
事業実施期間 年度		都道府県等名又は都道府県域を越えた取組若しくは「産地・生産者への理解向上」の取組の事業実施主体名			
事業の実施方法					
目標値					
項 目	現 状	目 標 値	実 績	達 成 度	評 価
＜地区推進事業＞					
事業内容及び実績額					
事業内容	規格・規模等	所要額実績 （円）	左の交付金相当額 （円）	交付率（％）	

事業の成果

都道府県等又は都道府県域を越えた取組若しくは「産地・生産者への理解向上」の取組の事業実施主体による評価の概要

第三者の主なコメント

国による評価の概要

留意事項

- 1 本様式は、事業実施計画を策定した目標ごとに作成するものとし、当該年度分のみを記入する。
- 2 目標値の欄の「項目」、「現状」及び「目標値」は、原則として事業実施計画書の内容に対応させる。
なお、「実績」、「達成度」及び「評価」は、以下のとおりとする。

(1) 「実績」の欄は、事業実施終了時点の実績値を記入する。

(2) 「達成度」の欄は、目標値に対する実績の比率（小数点第1位は切り捨て）を記入する。
ただし、特別交付型交付金にあっては、「達成」又は「未達成」と記入する。

(3) 「評価」の欄は、達成度に応じた次のアルファベットを記入する。
A……達成度 80%以上
B……達成度 50%以上 80%未満
C……達成度 50%未満
また、特別交付型交付金にあっては、「適正」又は「不適正」と記入する。
- 3 事業内容及び実績額について

(1) 「事業内容」の欄は、当該年度に実施した事業内容のみを記入する。なお、地域提案型事業を実施した場合には、具体的にその内容を記入するとともに、その内容の項目の後に「地域提案型」と記入する（記入例：〇〇に必要な分析機器の導入（地域提案型））。

(2) 「所要額実績」の欄は、当該年度に実施した項目に要した経費を、事業内容ごとに記入する。

(3) 「左の交付金相当額」の欄には、事業内容ごとに交付金の実績額を記入する。なお、地域提案型事業を実施した場合には、その旨がわかるように記入する（記入に当たっては内数とする）。

(4) 「事業の成果」の欄は、当該年度に実施した内容及びその結果得られた成果を記入する。その際、次表の左の欄の目標ごとに実施した事業内容に係る右欄の内容を必ず含めるものとする。
- | 目 標 | 内 容 |
|-------------------------------------|--|
| 安全性向上措置の検証・普及のうち農産物・加工食品の安全性向上措置の検証 | <div>ア 別表1の1のIの1の(1-1)の(1)の事業メニューについては、生産・貯蔵・加工段階の農産物等（畜産物、林産物、水産物、飼料作物、農用地の土壌、農業用水等を含む。イにおいて同じ。）・加工食品に含まれる有害化学物質・有害微生物の汚染実態を把握するための調査の実施状況（危害要因、品目、生産条件等を踏まえた調査地区数（調査点数も含む。））</div> <div>イ 別表1の1のIの1の(1-1)の(2)の事業メニューについては、生産・貯蔵・加工段階の農産物等・加工食品を汚染する有害化学物質・有害微生物に係る安全性向上対策（汚染リスク推定技術、吸収・生成抑制技術、貯蔵管理や製造技術、農産物における肥培管理技術・灌水管理技術、家畜における飼養衛生管理技術や微生物排泄抑制技術等）の有効性・実行可能性の検証結果、調査地域、調査規模（実施面積、農家数等）、実施時期、調査員数、導入コスト試算等</div> <div>ウ 別表1の1のIの1の(1-1)の(3)の事業メニューについては、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号第5条第1項に基づく対策地域において必要かつ適切な内容の農用地土壌汚染対策計画策定に必要な調査及び試験結果・調査内容（地域、規模、結果解析等）、試験内容（技術内容、低減効果、導入コスト等）</div> <div>エ 協議会の開催、専門家による事業者等への指導、事業者等向け講習会の開催や講習会への参加等の実施状況（開催時期、参加者、内容（技術検証を行った場合は、その技術内容、検証方法等））</div> |

安全性向上措置の検証・普及のうち農業生産におけるリスク管理措置の導入・普及推進	ア カドミウム低吸収性イネを用いたカドミウム及びヒ素濃度の同時低減技術及び水稻におけるヒ素濃度低減技術の各技術手法別の実証試験ほの実施箇所数及び対象品種 イ カドミウム及びヒ素濃度低減技術に関する協議会の開催時期、回数、参加人数（内訳）、内容等 ウ 技術利用マニュアルの作成時期、部数、配布先及び周知方法 エ カドミウム低吸収性イネを用いたカドミウム及びヒ素濃度の同時低減技術及び水稻におけるヒ素濃度低減技術に関する各技術手法別の展示ほの実施箇所数及び対象品種 オ 農業者等を対象とした実証技術利用のための検討会及び講習会の開催時期、開催場所、回数、参加人数（内訳）、内容等
農薬の適正使用等の総合的な推進	ア 講習会及び研修会の実施状況（ウ及びツを除く） ・実施回数、参加人数（農家、販売者等の内訳）等 イ 啓発活動の状況 ・用いた広報手段、実施回数又は配布部数等 ウ 農薬適正使用アドバイザー及び農薬管理指導士の認定状況 ・認定研修実施回数、研修対象者数、新規認定者数、総認定者数等 エ 販売者及び使用者に対する実態調査の状況 ・実施対象数、指導の対象数等 オ 農薬残留調査の状況 ・対象の作物名・農薬名、試験設計及び分析結果の概要並びに検査結果の活用状況（基準査定、農薬登録、指導内容への反映）等 カ 農薬の飛散防止技術の効果の確認状況 ・対象の作物名・農薬名、分析点数、対象とした技術、確認結果等 キ 作物群での農薬登録推進のための試験の実施状況 ク 対策等の策定に向けた対策協議会の開催状況 ケ 原因究明のための実態調査の実施状況 ・土壌調査、農作物モニタリング等の調査内容（対象の作物名・農薬名、分析点数等）、調査結果等 コ 農薬による蜜蜂被害の実態調査の実施状況 サ 農薬による蜜蜂被害軽減対策の検討に向けた対策協議会の開催状況 シ 農薬による蜜蜂被害軽減対策の確立状況 ス 埋設農薬処理の進行管理のための協議会の開催状況 セ 住民説明会の開催状況 ソ 掘削前の環境調査の実施状況 ・土壌及び地下水中調査点数等 タ 掘削・回収工事の実施状況 ・埋設農薬、汚染土壌の回収数量 チ 掘削した埋設農薬の保管状況 ツ 環境汚染防止措置の実施状況 テ 掘削した埋設農薬の処理状況 ・埋設農薬、汚染土壌の処理数量 ト 処理終了後の環境調査の実施状況 ・土壌及び地下水中調査点数等 ナ 試験従事者等への農薬G L Pに係る研修会の実施状況 ・実施回数（実務研修含む）、参加人数等 ニ 農薬G L P試験の導入状況 ヌ 農薬G L Pに適合したほ場の整備状況 ・ほ場数、対象の作物名等

海洋生物毒等の監視の推進	ア 海洋生物毒モニタリングの実施状況（海域、二枚貝等や原因プランクトンの種類等） ・海洋生物毒調査の実施数 ・海洋環境、海洋生物毒の原因プランクトン等の調査の実施状況 イ 有害微生物モニタリングの実施状況 ・調査微生物、調査品目、調査地域、調査方法、調査実施数 ウ ノロウイルスモニタリングの実施状況 ・陸域でのノロウイルス感染症発生調査、降水量調査の実施状況 ・海洋環境（水温・塩分等）の確認状況 ・二枚貝及び海水のノロウイルス調査実施数 エ 分析機器の整備状況 ・取得機種名、使用状況 オ リスク管理体制の整備又は当該管理体制の見直しを目的とした専門家を招いた協議会の開催、打合せの実施、実技研修への参加等の状況 ・開催時期、出席者、内容、回数等
下水汚泥資源等を用いた肥料の安全性確保の推進	ア 立入検査の実施状況及び重金属等の有害成分の分析状況 ・立入検査を実施した事業場の名称、実施日時（収去日時）、収去件数、収去銘柄等 ・分析実施機関、分析結果、公定規格に適合しない肥料の有無等 イ 立入検査のサンプル収去等に係る研修の受講状況 ・研修開催機関、受講日時、開催場所、受講人数（同一の者が複数回受講した場合は延べ人数）、研修内容等 ウ 肥料の安全性確保及び品質管理に係る指導・啓発の実施状況 ・実施日時、実施回数、実施場所（事業場において実施した場合は、対象となった事業場の名称及び住所）、肥料生産事業者数、指導・啓発内容等 ・民間事業者等へ講師を依頼した場合は、その事業者等の名称、講師の人数等
家畜衛生の推進	ア 家畜の伝染性疾病の検出割合の減少率 イ 検査件数の増加率
養殖衛生管理体制の整備	ア 養殖衛生管理指導を行なった養殖等経営体数の割合 イ 経営体数 ・給餌養殖経営体数 ・アユ冷水病防疫対策等を行なっている内水面漁業協同組合数 ウ 水産用医薬品適正使用指導等会議の開催回数 エ 養殖衛生管理指導等を受けた経営体数（実経営体数） ・うち指導会議により養殖衛生管理指導等を受けた経営体数 ・うち巡回指導により養殖衛生管理指導等を受けた経営体数 ・うちその他の方法（電話等）により養殖衛生管理指導等を受けた経営体数
病害虫の防除の推進	ア 対象作物名及び対象病害虫・雑草名 イ 取り組んだ検定手法や防除技術等の内容 ウ 検定手法や防除技術等の実証ほ等の設置場所及び面積（a） エ 別表１の１のⅠの２の（３）の（１）の事業メニュー及び、別表１の１のⅠの２の（３）の（２）の事業メニューのうち地域の実情に応じた総合防除体系の確立に向けた防除体系の実証について、防除体系における取り組んだ検定手法や防除体系等における防除に関する管理手法の現状からの向上に関する指数又は講習会、検討会の開催回数 オ 別表１の１のⅠの２の（３）の（２）の事業メニューのうち総合防除の実践を図るための指標の策定・見直しについて、策定・見直しを行う指標の管理項目の全管理項目に対する向上に関する指数 カ 防除が困難な作物の防除体系等の効果把握のための調査手法 キ 現行の発生状況調査又は病害虫防除の経費（10a 当たり、対象作物毎） 経費（円）： 内訳： ク 新たな管理手法等を導入した発生状況調査又は病害虫防除の経費（10a 当たり、対象作物毎） 経費（円）： 内訳： ケ 見学会、広報等の取組

	コ 別表１の１のⅠの２の(３)の(１)の事業メニュー及び、別表１の１のⅠの２の(３)の(２)の事業メニューのうち地域の実情に応じた総合防除体系の確立に向けた防除体系の実証及び総合防除の実践を図るための指標の策定・見直しについて、ほ場ごとの防除（作付前に取り組んだ防除対策を含む。）及び栽培管理の実施状況並びに作付、前期作及び今期作の病害虫の発生状況、気象等のほ場条件を踏まえた従来の防除対策では防除が困難な作物の防除体系等の効果の検証結果の概要（作物ごと） サ 別表１の１のⅠの２の(３)の(２)の事業メニューのうち総合防除の普及のための指導者の育成については、指導者等向け研修・講習等の実施状況（開催時期、開催形式、参集範囲、参加者（人数及び内訳）、内容（技術内容、演習内容）、今後の課題等） 注）防除に関する管理手法の現状からの向上に関する指数を記載するに当たっては、参考として現状採用している全管理手法の項目を確認できる資料（栽培暦、防除暦等）を添付すること。
重要病害虫の特別防除等	事業計画で設定した目標について、該当する以下の内容を記載すること。 ア 対象病害虫名 イ 取り組んだ調査の実施地点、実施時期、調査方法 ウ 取り組んだ防除対策の実施地域、実施時期、防除方法 エ 周知指導等の上記イ、ウに含まれない取組の実施回数、内容
地域での食育の推進	１ 事業計画で設定した目標値について、該当する以下の数値を記載すること。 ア 食文化の継承度 （ア）地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法などを継承している者の割合 （イ）郷土料理や伝統料理を月１回以上食べている者の割合 イ 栄養バランスに配慮した食生活の実践度 （ア）主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を１日２回以上ほぼ毎日食べている者の割合 （イ）主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を１日２回以上ほぼ毎日食べている若い世代（20～30歳代）の割合 ウ 食育の推進に関わるボランティアの数 エ 学校給食における地場産物等を使用する割合又は学校給食における地場産物活用に向けて検討した品目数 オ 地域等で共食したいと思う人が共食する割合 カ 食品ロス削減のために何らかの行動をしている者の割合 キ 環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ者の割合 ク 産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ者の割合 ケ 農林漁業体験をはじめとする生産者と消費者との交流に参加した者の増加割合又は延べ人数 ２ 取組事項（取組内容）、実施場所、実施時期・回数、対象者・数

また、目標値の達成度が極端に低い（概ね５割程度以下）の場合には、その理由も明確に記入する。

- ４ 「第三者の主なコメント」の欄は、意見を聴いた第三者の氏名、所属名及び役職名並びにその意見を具体的に記入する。
- ５ 「国による評価の概要」の欄は、地方農政局等が、国（地方農政局等）の段階における評価の概要を記入するものとし、事業実施主体及び都道府県等は記入しない。
- ６ 本様式内にすべての内容の記入が困難な場合には、別に資料を作成し添付して差し支えない。また、必要に応じ説明に必要な説明資料（例えば地図等）を添付する。

別記様式第13号-5 (第30第1項関係)

目標家畜衛生の推進	事業実施期間	年度
都道府県等名	事業実施主体名	
事業の実施方法		

目標値

項 目	現 状	目 標 値	実 績	達 成 度	評 価

事業内容及び実績額

事業内容	規格・規模等	所要額実績 (円)	左の交付金相当額 (円)	交付率 (%)

事業の成果

都道府県等による評価の概要

第三者の主なコメント

国による評価の概要

留意事項

- 1 本様式は、事業実施計画を策定した目標ごとに作成するものとし、当該年度分のみを記入する。
- 2 目標値の欄の「項目」、「現状」及び「目標値」は、原則として事業実施計画書の内容に対応させる。
なお、「実績」、「達成度」及び「評価」は、以下のとおりとする。
(1) 「実績」の欄は、事業を実施した年度の翌年度及び翌々年度の平均年間実績を記入する。
(2) 「達成度」の欄は、目標値に対する実績の比率（小数点第1位は切り捨て）を記入する。
(3) 「評価」の欄は、達成度に応じた次のアルファベットを記入する。
A……達成度 80%以上
B……達成度 50%以上 80%未満
C……達成度 50%未満
- 3 事業内容及び実績額について
(1) 「事業内容」の欄は、当該年度に実施した事業内容のみを記入する。なお、地域提案型事業を実施した場合には、具体的にその内容を記入するとともに、その内容の項目の後に「地域提案型」と記入する（記入例：〇〇に必要な分析機器の導入（地域提案型））。
(2) 「所要額実績」の欄は、当該年度に実施した項目に要した経費を、事業内容ごとに記入する。
(3) 「左の交付金交付額」の欄には、事業内容ごとに交付金の実績額を記入する。なお、地域提案型事業を実施した場合には、その旨がわかるように記入する（記入に当たっては内数とする）。
(4) 「事業の成果」の欄は、当該年度に実施した内容及びその結果得られた成果を記入する。その際、次表の事業内容に係る右欄の内容を必ず含めるものとする。

目 標	内 容
家畜衛生の推進	施設の活用によるバイオセキュリティの向上率

- また、目標値の達成度が極端に低い（概ね5割程度以下）の場合には、その理由も明確に記入する。
- 4 「第三者の主なコメント」の欄は、意見を聴いた第三者の氏名、所属名及び役職名並びにその意見を具体的に記入する。
- 5 「国による評価の概要」の欄は、地方農政局等が、国（地方農政局等）の段階における評価の概要を記入するものとし、事業実施主体及び都道府県等は記入しない。
- 6 本様式内にすべての内容の記入が困難な場合には、別に資料を作成し添付して差し支えない。また、必要に応じ説明に必要な説明資料（例えば地図等）を添付する。

別記様式第14号－ 1 （第30第 4 項関係）

年度 消費・安全対策交付金（食料安全保障確立対策推進交付金）都道府県等成果及び評価報告書 （ 年 月作成）
都道府県等名：

目的	目 標	目標値及び実績			事業実施主体ごとの達成度			交付金相当額 (円) (うち地域提案メニュー)	備考
		目標値	実 績	達成度	事業実施主体	目標値	達成度		
Ⅰ 農畜水産物の安全性の向上	安全性向上措置の検証・普及のうち農産物・加工食品の安全性向上措置の検証								
	安全性向上措置の検証・普及のうち農畜生産におけるリスク管理措置の導入・普及推進								
	農薬の適正使用等の総合的な推進								
	海洋生物毒等の監視の推進								
	下水汚泥資源等を用いた肥料の安全性確保の推進								
Ⅱ 伝染性疾病・病害虫の発生予防・まん延防止	家畜衛生の推進								
	養殖衛生管理体制の整備								
	病害虫の防除の推進								
	重要病害虫の特別防除等								
総 計・総合達成度									

留意事項

- 1 本様式は、都道府県等が記入するとともに、別記様式第13号－ 1 及び別記様式第13号－ 4 を添付すること。
- 2 「目標値」、「事業実施主体ごとの達成度」及び「交付金相当額」のそれぞれの欄は、別記様式第13号－ 1 に基づきそれぞれ記入する。
- 3 特別交付型交付金は別様とすること。

別記様式第14号－2（第30第4項関係）

年度 消費・安全対策交付金（食料安全保障確立対策推進交付金）都道府県等成果及び評価報告書 （ 年 月作成）

都道府県等名

区 分				目 標 値 及 び 実 績				事 業 実 績		備 考	
目的	目 標	事業実施主 体名	事業メニュー	目 標 値	実 績	達成度	評 価	所要額 実績 (円)	交付金 相当額 (円)		
Ⅲ 地域で の食育の 推進	地域での 食育の推 進										
		事業実施主体 計・評価									
事業実施主体 計・評価											
総 計・達成度											

留意事項

- 1 本様式は、都道府県等が記入するとともに、別記様式第13号－2及び別記様式第13号－4を添付すること。
- 2 「区分」、「目標値及び実績」及び「事業実績」のそれぞれの欄は、別記様式第13号－2に基づきそれぞれ記入する。

別記様式第14号－3（第30第4項関係）

年度 消費・安全対策交付金（食料安全保障確立対策整備交付金）都道府県等成果及び評価報告書 （ 年 月作成）

都道府県等名：

目 的	目 標 (事業実施期間)	目標値及び実績			事業実施 主体名	設置又は整備し た施設・機器名	交付金相当額 (円) (うち地域提案メニュー)	備考
		目標値	実 績	達成度				
Ⅱ 伝染性疾病 ・病虫害の発 生予防・まん 延防止	家畜衛生の推進							
総 計・総合達成度								

留意事項

本様式は、都道府県等が記入するとともに、別記様式第13号－3及び別記様式第13号－5を添付すること。